

ISSN 0388—9491

しろあり

JAPAN TERMITE CONTROL ASSOCIATION

2003.4. NO. 132



社団法人 日本しろあり対策協会

目 次

<巻頭言>

蟻害・腐朽検査員制度に期待されるもの…………… 檜 垣 宮 都…(1)

<報 文>

大気中の揮発性有機化合物 (VOC) の測定

——GC/MSによるクロルピリホス, ダイアジノン, フェノブ

カルブの分析—— …………… 吉川 進・伏木清行…(3)

<講 座>

アメリカカンザイシロアリの形態・生態と防除…………… 山 野 勝 次…(7)

<会員のページ>

顧問就任に際して…………… 伏 木 清 行…(15)

2002年 NPMA に参加して…………… 上 妻 二 朗…(16)

アメリカカンザイシロアリの情報提供にご協力を!! …………… 石 井 勝 洋…(18)

<協会からのインフォメーション>

第46回通常総会報告…………… (19)

蟻害・腐朽特定現況検査制度について…………… (21)

日経ホームビルダー掲載の記事の訂正について…………… (48)

シロアリ防除薬剤認定一覧…………… (49)

編 集 後 記…………… (58)

表紙写真：イエシロアリの巣造り (写真提供：橋本 智)

しろあり 第132号 平成15年4月16日発行

広報・編集委員会

発 行 者 山 野 勝 次

委 員 長 山 野 勝 次

発 行 所 社団法人 日本しろあり対策協会

副 委 員 長 友 清 重 孝

東京都新宿区新宿1丁目12-12 オスカカテリーナ (4F)

〃 須 貝 与 志 明

電話 (3354) 9891 FAX (3354) 8277

委 員 杉 藤 崇

印 刷 所 東京都中央区八丁堀4-4-1 株式会社 白橋印刷所

〃 児 玉 純 一

〃 辰 巳 魁 作

振 込 先 りそな銀行新宿支店 普通預金 No.0111252

〃 石 井 勝 洋

事 務 局 藤 本 典 正

SHIROARI

(Termite)

No. 132, April 2003

Contents

[Foreword]

- Expecting much from Inspector System for Biodeterioration of Wooden House
.....Miyato HIGAKI···(1)

[Report]

- Analysis of Volatile Organic Compound (VOC) in Atmosphere
—— Analysis of Chlorpyrifos, Diazinon and Fenobucarb by GC/MS ——
.....Susumu YOSHIKAWA, Kiyoyuki FUSHIKI···(3)

[Lecture Course]

- Morphology, Ecology and Control of the American Common Dry-wood Termite,
Incisitermes minor (Hagen) Kastuji YAMANO···(7)

[Contribution Sections of Members]

- On the Occasion of Installation on an Advisor Kiyoyuki FUSHIKI···(15)
Report of National Pest Management Association Convention 2002
..... Jiro KOUZUMA···(16)
On the American Common Dry-wood Termite, *Incisitermes minor* (Hagen)
..... Katsuhiro ISHII···(18)

[Information from the Association]·····(19)

[Editor's Postscripts]·····(58)

<巻 頭 言>

蟻害・腐朽検査員制度に期待されるもの



檀 垣 宮 都

ここ2・3年に日本の建築行政は大きく変化しております。品確法にみられる一連の施策は、住宅に対して「フロー中心からストック重視へ」と一大転換期を迎えたこととなります。良質な耐久性の高い住宅をつくり、さらにそれらをきちんと「維持管理」して長持ちさせるということかと存じます。

この基本施策をもとに、財団法人住宅保証機構は、平成13年4月より一戸建て中古住宅を売買するときの保証制度「中古住宅保証制度」を導入し、新築住宅の着工から完成までの「住宅完成保証制度」と施主引き渡しから10年間の保証の「住宅性能保証制度」とあわせて、これらの保証制度を車の両輪としてスタートさせました。

現在の総ストック戸数は5千数百万戸といわれていますが、そのうちの3分の2が木造住宅ですから、既存の木造住宅は3千数百万戸ということになります。「ストック重視」の精神からすると、築15年以上の「既存住宅の性能表示制度」の普及が包括されて然るべきかと存じます。

(社)日本しろあり対策協会は、これらの制度の流れにそって協会の使命を全うすべく、平成13年6月に第一回「中古住宅保証制度検討特別委員会」を開催し、2つのワーキングをつくって種々検討し、「蟻害・検査員規程」を制定して「蟻害・腐朽検査員制度」を導入しております。申すまでもなく、協会は昭和43年から社団法人として、新築予防から既存の住宅まで、住宅の生物劣化（蟻害・腐朽）軽減に寄与してきており、その社会的な貢献は絶大であります。しかし、今回の制度導入は、しろあり防除士制度だけでは成し得なかった社会的な認知を、防除士資格に検査員資格を付与することで、より確かなものにしたといえます。

そこで、行政の施策と協会が導入した新しい制度について、この制度を如何に活用し、展開していくか、会長に就任して考えた1、2をお伝えして、協会の発展にご協力を頂きたく存じます。

1. 登録施工業会員と検査員の数への対応

木造の既存住宅が3千数百万戸、毎年新築される木造住宅が約50万戸、新築予防、中古住宅・既存住宅の性能表示の特定現況検査に係わる蟻害・腐朽検査員の数、スタートしたばかりとはいえ、他の業界と比較すると圧倒的に少ないといえます。施策に対応できる体制づくりが必要かと存じます。

2. 中古住宅・既存住宅の性能表示制度への対応

新築時から中古・既存住宅へと防蟻・防腐措置が施され「維持管理」されている証明書が発行されていけば、性能表示に係わる「特定現況検査」は免除されるという制度が構築できれば、協会の社会的地

位はもっと向上するものと確信します。それには、協会がハウスメーカーや不動産関連業界と積極的に協議して、解決の方途を見出すことが必要かと存じます。

(当協会会長)



<報 文>

大気中の揮発性有機化合物（VOC）の測定

— GC/MS によるクロルピリホス，ダイアジノン，フェノブカルブの分析 —

吉川 進・伏木 清行

1. 要 旨

近年，室内環境物質による人体の影響が懸念され，2000年より厚生労働省は「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」において数種の化合物を優先測定取組物質として取り上げている。この優先測定取組物質の中には殺虫剤，防蟻剤として使用されるクロルピリホス，ダイアジノン，フェノブカルブが含まれており，これらの化合物は指針値が低く，その定量分析は ppb レベルの微量分析を必要とする。そこでガスクロマトグラフ質量分析計（以下 GC/MS と略す。）を用いた測定方法の検討を行い，その評価をまとめたのでここに報告する。

2. はじめに

「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」の報告書では室内濃度に関する指針値（表 1）と測定方法が示されており，この報告書で示されるクロルピリホス，ダイアジノン，フェノブカルブの測定方法には GC/MS による測定が定められてる。GC/MS を用いた測定方法は，検出感度の向上や定量性の向上などによるところが大きく，保持時間とマススペクトルとによって各成分が正しく同定できる利点も一つと思われる。

また他の装置で測定可能な化学物質においても，質量数に由来する選択性の高さから GC/MS

への移行が増えていくと予測され，今後新たに加えられる測定取組物質も GC/MS を用いた分析方法が検討されると思われる。

3. 実 験

3.1 試薬および標準品

(a) 標準物質

クロルピリホス，ダイアジノン，フェノブカルブの標準品には，和光純薬(株)製の残留農薬試験用試薬を使用した。

(b) 内部標準物質

内部標準物質にナフタレン-d8標準品（和光純薬(株)製；環境ホルモン分析用試薬）を使用した。

(c) 検量線溶液

各標準物質をアセトンに溶解し，混合希釈してそれぞれが100 $\mu\text{g/ml}$ となるように調整したものを標準原液とした。次にアセトンで適宜希釈し，標準物質濃度が各0.01～2.00ng/ μl ，内部標準物質が各0.5ng/ μl になるように 6 段階の濃度系列に調整したものを検量線溶液とした。

3.2 測定装置

測定装置に島津製作所(株)製 GCMS-QP5000 を用いた。GC/MS は溶液または気体の試料を導入すると，ガスクロマトグラフ（GC）で試料中の成分が分離され，連続的に質量分析計（MS）のイオン源に導かれてイオン化され，質量分離部に入

表 1 室内濃度に関する指針値

化 学 名	毒 性 指 標	室内濃度指針値
クロルピリホス	母ラット経口暴露における新生児の神経発達への影響及び新生児脳への形態学的影響	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07ppb) 但し小児の場合は 0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.007ppb)
ダイアジノン	ラット吸入暴露における血漿及び赤血球コリンエステラーゼ活性への影響	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02ppb)
フェノブカルブ	ラットの経口暴露におけるコリンエステラーゼ活性などへの影響	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (3.8ppb)

表2 分析条件

Instrument	Shimadzu GCMS-QP5000
Column	Rtx-5MS 0.25mm×30m
Col. Temp	50℃ (1 min.)→(Rate 20℃/min.)→230℃ (5 min.)→(Rate 10℃/min.)→280℃
Inj. Temp	280℃
Interface Temp	280℃
Inj. Volume	1 μ l
Analysis mode	SIM
Scan range	Chlorpyrifos m/z = 197, 199
	Diazinon m/z = 179, 227, 304
	Fenobucarb m/z = 121, 150
	Naphthalene-d8 m/z = 136

り質量/電荷 (m/z) に応じて分離しクロマトグラムとして検出することが可能である。また検出方法にあらかじめ選択した質量数でクロマトグラムを測定するSIM (Selected Ion Monitoring) 法では、質量数を限定して検出するため検出感度は非常に高いものが得られ、夾雑物の多い試料や分離の悪いピークまたは微量成分に対してより確実な検出を行うことができる。

3.3 添加回収実験

厚生労働省では室内空氣の採取法に固相吸着/溶媒抽出法が示されている。そこで固相吸着に使用する捕集管にAERO Cartridge SDB 400 (GL Sciences Inc. 製) を用い、溶媒抽出にアセトンを用いて、既知量の標準物質を添加した時の捕集管の回収量について実験を行った。

実験方法は、捕集管に標準物質を0.01mg添加し大氣捕集装置 (SP208-10L: GL Sciences Inc. 製) を用いて、大氣を1L通気させた。それら捕集管から捕集剤を試験管に取り出し、アセトン10mLを加えて超音波抽出を約5分間行った。その抽出液を正確に5 mL分取し、内部標準物質を加えて試験液とした。また、標準物質を添加しない捕集管についても測定を行った。

3.4 分析方法

分析条件を表2に示す。

4. 結果および考察

4.1 GC/MSにおける測定感度

GC/MSで求められる測定感度は、指針値と目標定量下限値 (指針値の1/10) の濃度範囲におい

て十分な定量が行えることにある。厚生労働省で示される指針値は大氣中での存在濃度 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$) であり、固相吸着/溶媒抽出法では捕集された大氣中の物質は溶液に溶出させGC/MSで測定するため、濃度の換算 ($\mu\text{g}/\text{m}^3 \rightarrow \text{ng}$) が必要となる。指針値をGC/MSに注入される絶対量に換算すると室内環境の条件を $t=20^\circ\text{C}$, $p=101.3$, 採取量を1440L (吸引流量1 L/min., 24時間採取) とし、最終的に1 mlの溶液としてGC/MSに1 μ l注入したとすると、そのときの注入量はクロルピリホス1.44ng, ダイアジノン0.42ng, フェノブカルブ47.52ngになる。つまりGC/MSの測定感度がクロルピリホス0.14~1.44ng (小児の場合0.01~0.14ng), ダイアジノン0.04~0.42ng, フェノブカルブ4.75~47.52ngにあることが必要条件とされる。

本実験で得られた検量線は3物質とも0.01~2.00ng/ μ lの濃度範囲で良好な直線性が得られ (図1~3), そのクロマトグラフはシャープなピークが得られた (図4)。クロルピリホス, ダイアジノンにおいては目標定量下限値とガイドライン値の絶対量 (ng) を含む範囲内のものが得られたが, フェノブカルブにおいては他の成分と比較して指針値が高くGC/MS分析では過大なピークを検出してしまうので, 分析試料溶液を100倍希釈 (1 ml $\rightarrow$ 100ml) して行うと目的の範囲内で測定することができる。

4.2 添加回収実験結果

添加回収実験結果を表3に示す。添加回収実験結果から本実験で使用した捕集管では十分な回収

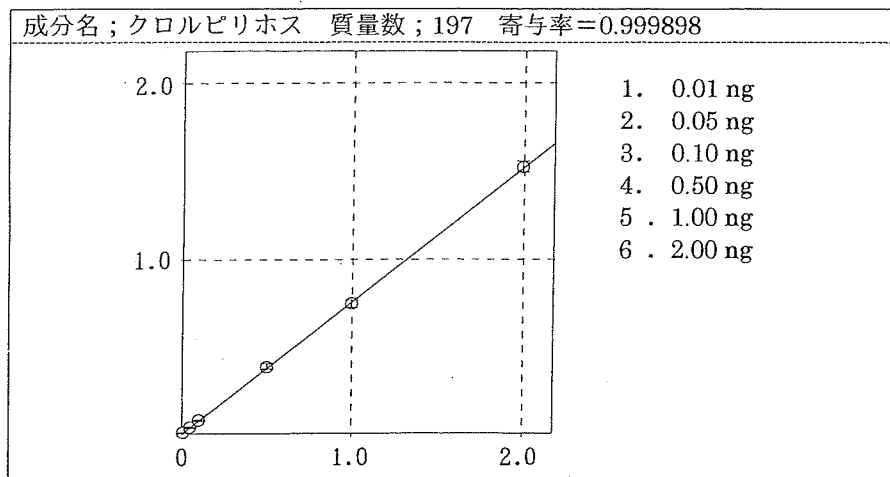


図1 クロルピリホスの検量線

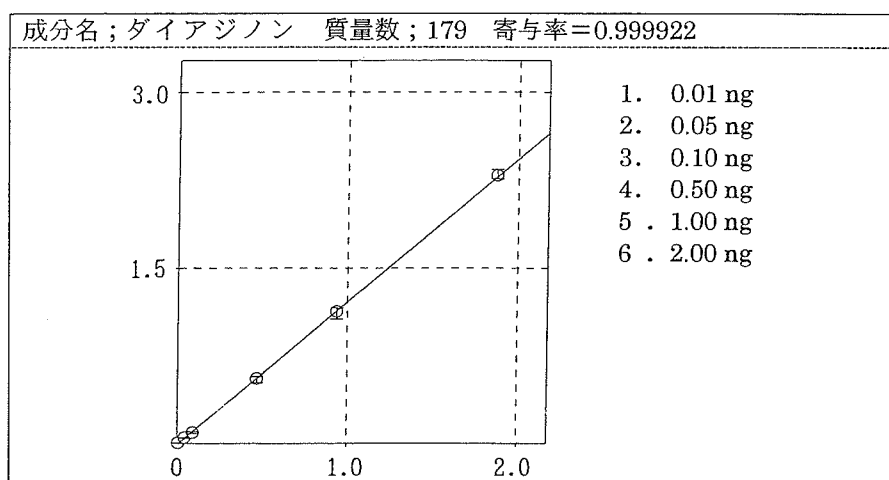


図2 ダイアジノンの検量線

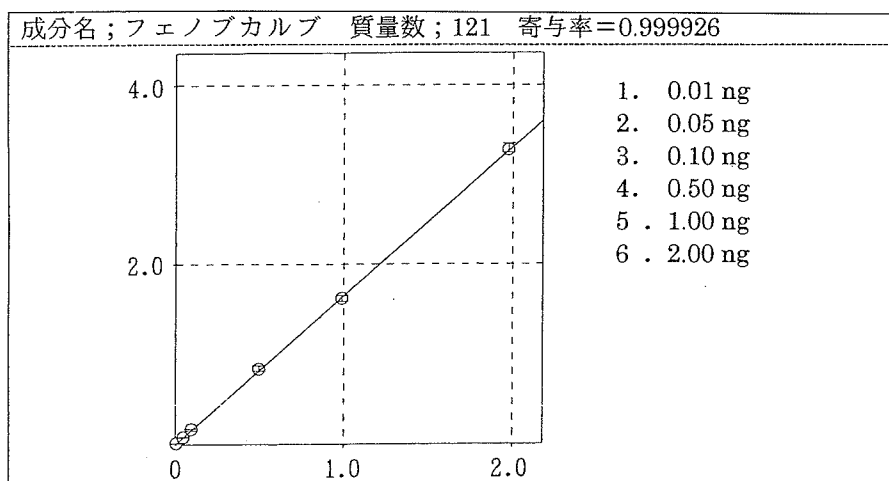


図3 フェノブカルブの検量線

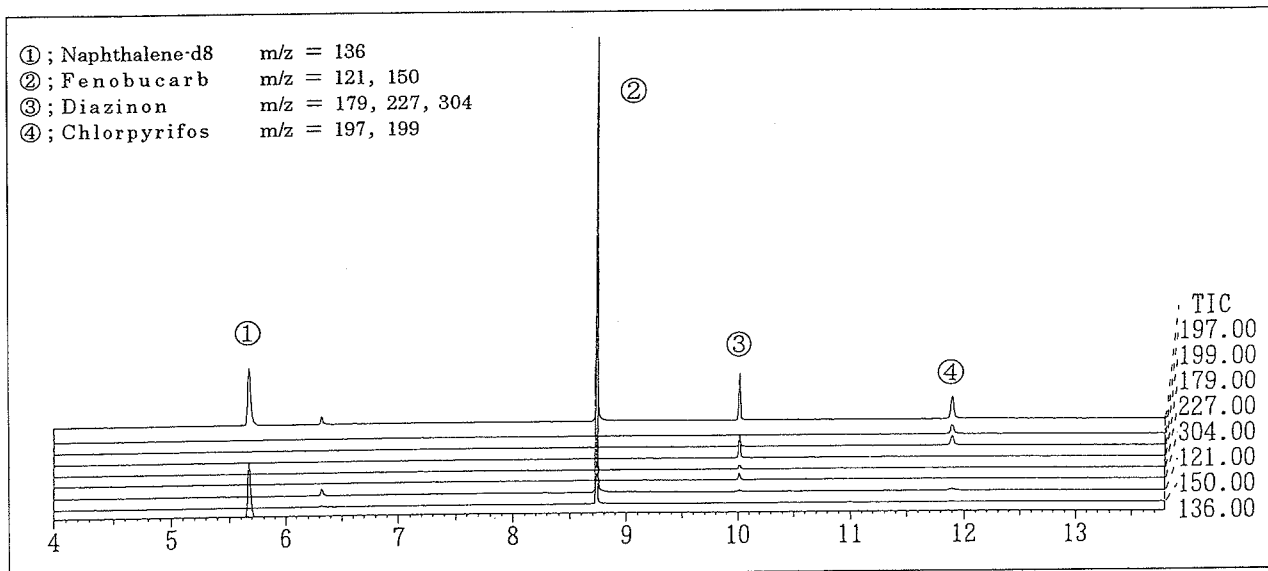


図4 標準物質のMSクロマトグラフ

表3 添加回収実験結果 (n = 3, 平均値)

物質名	添加量 (mg)	平均回収率 (%)	変動係数 (%)
クロルピリホス	0.01	90.8	6.72
ダイアジノン	0.01	88.3	6.78
フェノブカルブ	0.01	96.4	1.06

率が得られ、空気中の化学物質を確実に捕集することができると考えられる。

5. ま と め

本測定においてGC/MSは十分な感度を有しており、クロルピリホス、ダイアジノン、フェノブカルブの3物質を一斉分析できる有効な測定装置と思われる。また固相吸着/溶媒抽出法は、化学

物質の捕集能力が高く、操作性が簡便で操作ブランク値は定量下限値を下回り、室内濃度を測定する最適な捕集方法と考えられる。

参 考 文 献

厚生労働省医薬局審査管理課：『シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会中間報告書』

(ケミホルツ株)

<講座>

アメリカカンザイシロアリの形態・生態と防除

山 野 勝 次

1. はじめに

従来、わが国における建築物のシロアリ被害はほとんどヤマトシロアリとイエシロアリによるものである。ところが、森（1976）によって東京都江戸川区の木造住宅でアメリカカンザイシロアリ *Incisitermes minor* (Hagen) が定着しているのが確認されて以来、日本本土ではヤマトシロアリとイエシロアリのほかに、アメリカカンザイシロアリの被害が千葉県以西の海岸線に沿った温暖な地域と九州で散発的に発生しており、2000年には富山県氷見市内の住宅においても本種の被害が発見された。

筆者もこれまでアメリカカンザイシロアリの被害調査や防除に出かけたり、採取虫の同定を行い、被害状況や対応措置等について機会あるごとに、報告してきたが（山野，1990：1991：1992：1993：1996：1998 a, b），最近、本種の被害がさらに多くなっていると思われる。アメリカカンザイシロアリの被害は従来のヤマトシロアリやイエシロアリなどの“地下シロアリ”とは加害習性がまったく異なる。一般に、通称“クイムシ”と言われている乾材を加害する昆虫、すなわちヒラタクイムシ・シバンムシ・ナガシクイムシ科に属する昆虫類の被害と誤解していることが多く、実際には本種の被害は潜在的にかなり多いと考えられる。また、実際に筆者がこれまでに調査した建物でも、その被害は当該建物だけにとどまらず、ほとんどの場合、周辺の建造物にかなり波及しており、付近の住民はもとより、居住者もアメリカカンザイシロアリの被害と認識していないことが多かった。

さらに最近、アメリカカンザイシロアリの同定や被害調査、防除対策についての問い合わせが筆者のもとにも多く寄せられるようになってきた。また、当協会員からも本種について詳しく解説し

て欲しいとの要望もあるので、本報ではこれまでに報告したデータも含めてアメリカカンザイシロアリの形態、生態、被害、防除などについて記述し、読者諸賢の今後のシロアリ調査および防除対策の参考になれば幸いである。

2. 分 布

アメリカカンザイシロアリは北米原産で、アメリカのワシントン州からカリフォルニア半島にかけての太平洋沿岸に沿った西部諸州に主として分布する乾材シロアリで、建築物や家具類の大害虫である。

わが国では、前述のように1976年に東京都江戸川区の木造2階建共同住宅に定着しているのが確認されたのが最初である。その後、神戸市兵庫区西上橋町（川村，1979）神戸市東灘区田中町（川村，1979）、和歌山県那賀郡粉河町（前田，1980：1982）、神奈川県三浦郡葉山町（森，1982）、和歌山市（前田，1982）、和歌山県牟婁郡古座川町（本田，1989）、東京都板橋区（山野，1990）、福山市東町（山野，1991）大阪府阿倍野区北畠（星野・山根，1992）、山口県熊毛郡上関町（山野，1993）、木更津市高柳（山野，1996）、加世田市新沢・木場（福永・屋我，1995）、横浜市元町（山野，1998）、横浜市鶴見区（山野，1998）で発生しており、さらに2000年12月には富山県氷見市内の住宅で10年ほど前に米国から購入した化粧だんすとベッドから発見されている。

そのほか、東京都内をはじめ、数か所で本種と思われるシロアリが見つかっており、今後さらに被害は多発すると考えられる。

3. 形態的特徴

3.1 有翅虫

体長6～8 mm，頭部は赤褐色で，他は黒褐色，

腹部は黒色に近い。頭部はやや扁平な球状で、背面から見れば円形に近い。複眼のほかに単眼がある。ほぼ同形同大の4枚の翅をそなえ、翅の長さは9～10mm、暗色で、前縁部はとくに濃色で黒色に近い（写真1）。翅の中脈は角質化せず、径分脈と肘脈のほぼ中央を翅端まで走り、肘脈はほぼ中心付近に位置し、後方へ多くの分枝を出す（写真2）。有翅虫とニフの左大顎の第3縁歯前縁が第1+2縁歯の後縁より少し長い（写真3）。

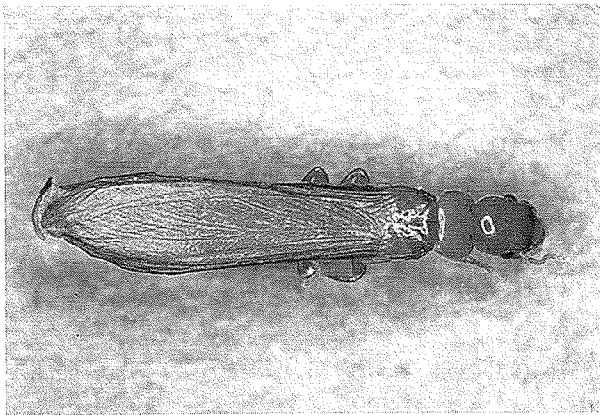


写真1 アメリカカンザイシロアリの有翅虫

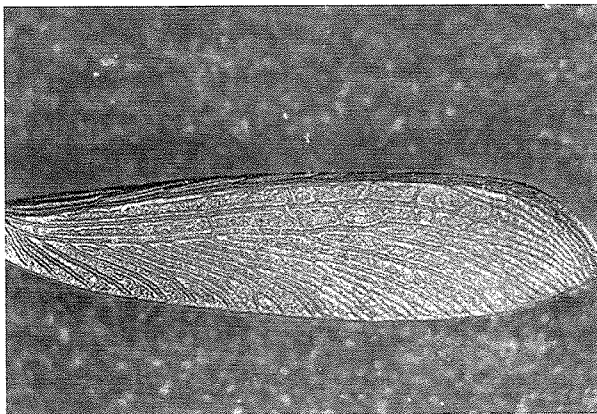


写真2 アメリカカンザイシロアリの有翅虫の前翅



写真3 アメリカカンザイシロアリの有翅虫の大顎

3.2 兵 蟻

体長8～11mm、頭部は濃褐色で頭部前方は黒色、やや扁平な円筒形をしており、背面から見ると長方形である。前胸は頭部より幅広く、前縁は浅くV字状に切り込んでいる（写真4）。大顎は太くて長く、内方へ湾曲し、左大顎に3個、右大顎に2個の縁歯がある。触角は第3節が他節よりはるかに長大である（写真5）。兵蟻の脚は各脚とも腿節が強く肥大している。

3.3 職 蟻

疑職蟻で、ヤマトシロアリやイエシロアリの職蟻より大きく、全体が乳白色で、ほぼ円筒状であ

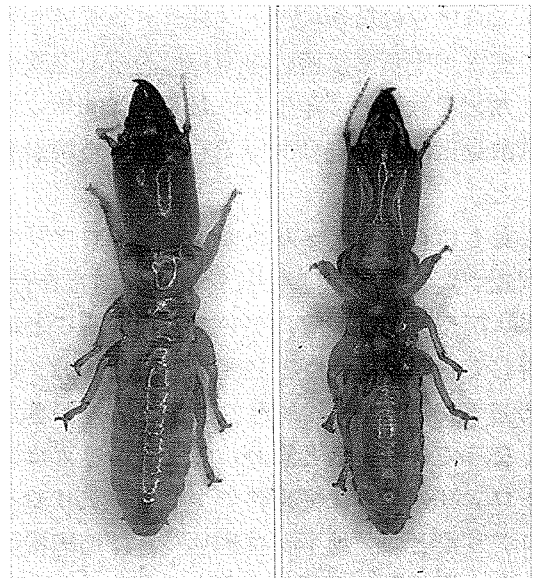


写真4 アメリカカンザイシロアリの兵蟻
(左：背面、右：腹面)

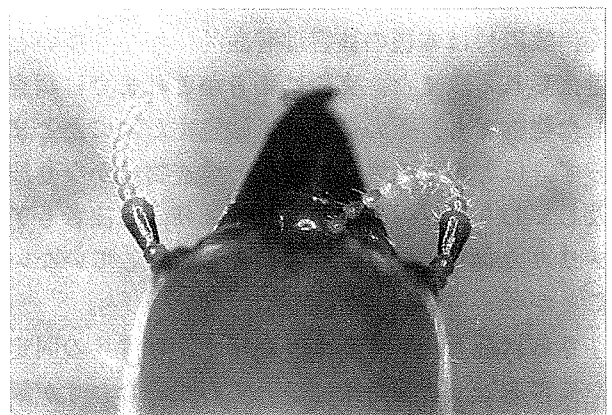


写真5 アメリカカンザイシロアリの兵蟻の触角
(第3節が他節に比べて長大である)

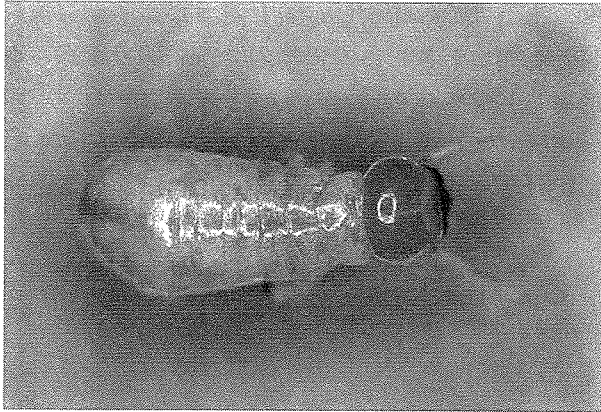


写真6 アメリカカンザイシロアリの職蟻

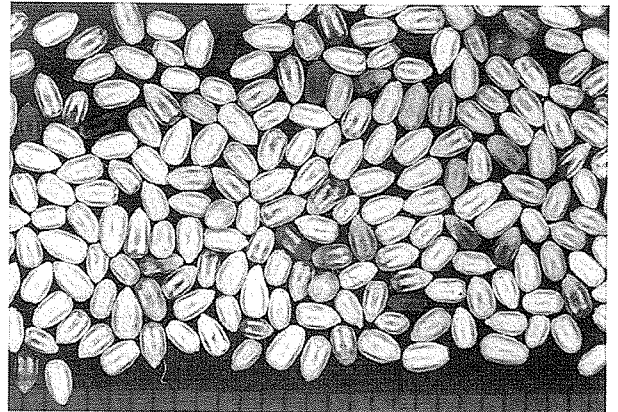


写真8 アメリカカンザイシロアリの糞



写真7 木造建築物の天井裏に堆積していたアメリカカンザイシロアリの糞

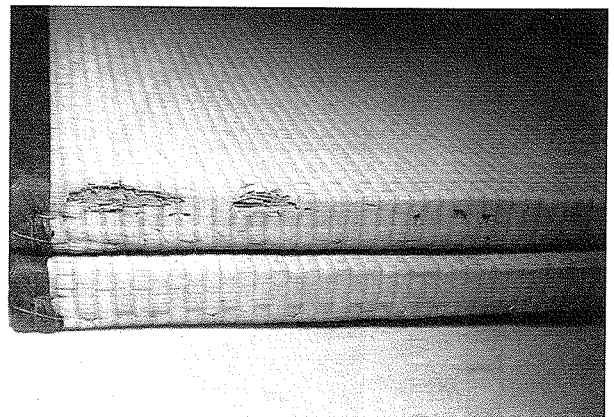


写真9 アメリカカンザイシロアリによる畳の被害

る(写真6)。

3.4 糞

肉眼的には乾燥した砂粒状で、被害材の内部や下に排出され、多いところでは小さな山状に積み上げられている。長径約1mm、黄色から褐色で、食害している木材の色にほぼ近い。米俵状で、側面に数本の稜線状隆起があり、その間が多少へこんでおり、一端が細まっているものが多い(写真7, 8)。

4. 生 態

本種はダイコクシロアリと同様、レイビシロアリ科 Kalotermitidae に属し、いわゆる乾材シロアリ (Dry-wood termite) と呼ばれる仲間である。特別に巣を構築することはなく、加害箇所が巣をかねていて被害材中に孔道を穿って小集団で生活しているにすぎない。また、蟻道をつくって移動することもないので、建物や家具などへの新たな

侵入は有翅虫の群飛が被害材の搬入による。有翅虫はわが国では7～9月の昼間に群飛するといわれているが、冬期でも暖房する建物など、環境条件によってはほとんど一年中群飛すると考えられる。

乾燥にきわめて強く、生活には特別に水を必要とせず気乾材中で十分生息できるので、建築物の乾材やピアノ・ステレオ・机・たんす・鏡台などの家具類を加害する。木造建築物の場合、乾燥した木材ならばほとんどの材種を食害し、ヤマトシロアリと違って建物下部材だけでなく、小屋組材まで加害し、被害は建物全体に及ぶ。床組材でも乾燥していれば加害され、敷居や床板などとともに畳まで食害されたことがある(写真9)。

ヤマトシロアリやイエシロアリのように、木材の割れ目や接合部に蟻土を詰めたり、盛り上げることはなく、蟻道もつukらない。被害材の表面には不規則なかなり大きな食痕が存在し、そこから

乾燥した砂粒状の糞が排出され、多いところでは小さな山状に積み上げられる（写真10～17）。

建築物における被害は連続的でなく、建物の各所に散発的に発生していることが多い。すなわち、1軒の家の被害は1コロニーによるものとは限らず、数コロニーが生息していることが多いと考えられる。

建物の各所に被害が部分的に発生している場合、複数の別々のコロニーによって加害されたものと考えられる。それらは屋外から飛来した有翅

虫、またはその建物に定着したコロニーから群飛した有翅虫がさらに当建物内で新しいコロニーを形成して繁殖していったものと考えられる。

実際に本種による被害建物の調査に行っても、被害はその建物1軒だけにとどまらず、周辺の建



写真10 木造建物1階窓枠のアメリカカンザイシロアリによる被害

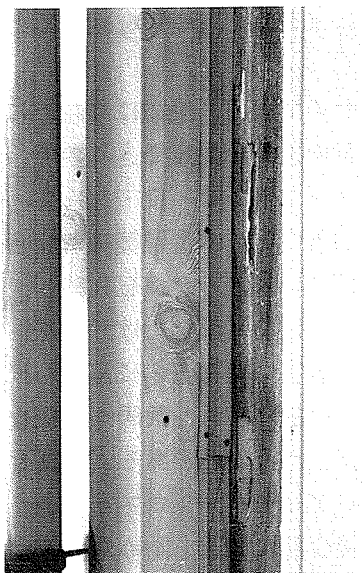


写真11 木造建物の外角柱のアメリカカンザイシロアリによる被害



写真12 アメリカカンザイシロアリによる野地板の被害

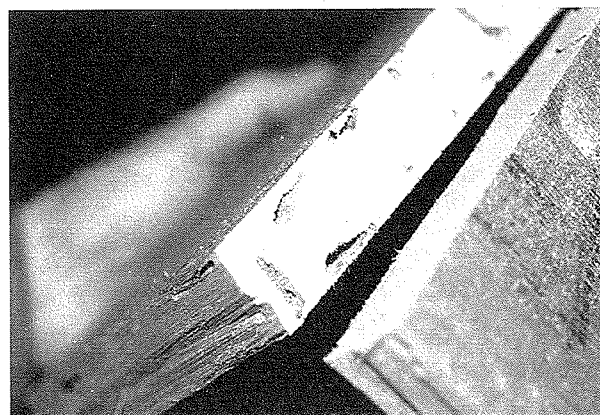


写真13 木造建物2階の戸袋妻板のアメリカカンザイシロアリによる被害

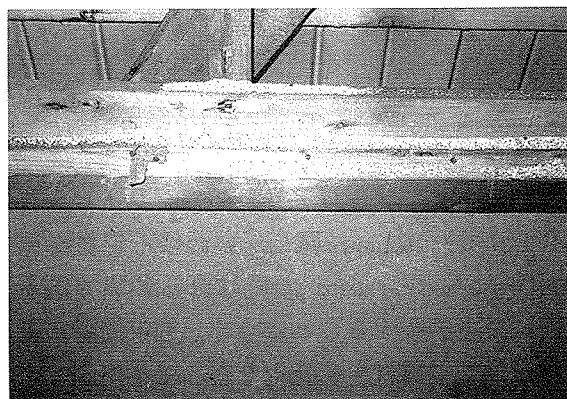


写真14 木造建物1階床の間の胴ぬき上に堆積したアメリカカンザイシロアリの糞

造物などに拡大していることが多い。

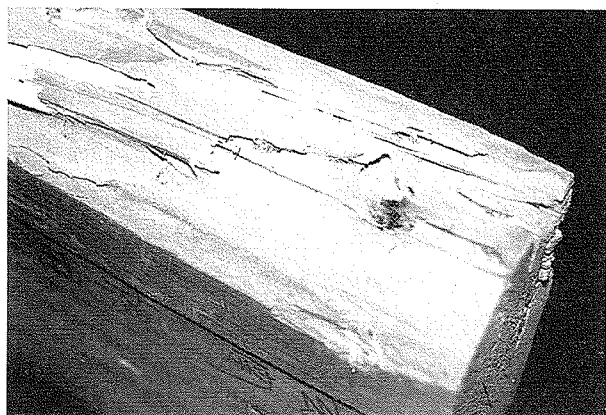


写真15 木造建物の玄関隅柱のアメリカカンザイシロアリによる被害



写真16 木造建物和室の柱上部のアメリカカンザイシロアリによる被害

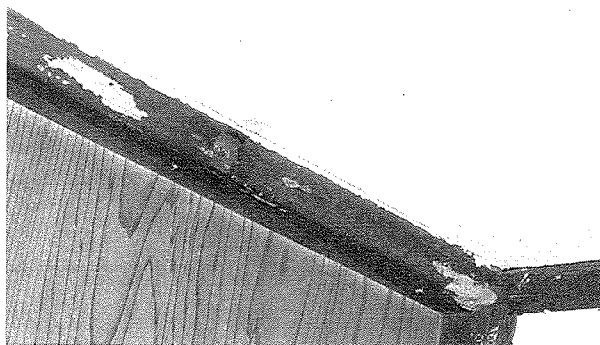


写真17 木造建物和室の天井回り縁のアメリカカンザイシロアリによる被害

5. 被害調査

建築物に虫害が発生した場合、まずアメリカカンザイシロアリかどうか確認するとともに、よく調査して被害状況を把握することが重要である。本種は建築物の乾材を食害し、被害材表面の虫孔から糞を排出するなど、その加害状況から、通称キクイムシ、すなわち乾材を食害する昆虫類と見なされ、あまり重要視されていないことが多い。また、有翅虫の群飛が目撃されても、体色は赤褐色ないし黒褐色で、日中に群飛することからヤマトシロアリと誤認しやすい。ベテランのシロアリ防除業者がよく調べずにヤマトシロアリと速断して、土壌処理と建物下部の木材しか薬剤処理しなかったため被害が止まらず、再施工を余儀なくされた事例もある。

本種は前述のような形態的、生態的特徴を有するが、現場における本種の簡単な見分け方としては、ヤマトシロアリの有翅虫は暗褐色ないし黒褐色で、前胸背板だけが黄色をしているので本種と判別できる。また、兵蟻の頭部はやや扁平な円筒形をしてヤマトシロアリに似ているが、体長の約 $\frac{1}{2}$ の長さを占めている（ヤマトシロアリは約 $\frac{1}{2}$ ）。さらに兵蟻の触角第3節が他節よりはるかに長大であるので容易に区別できる。また、本種は乾材だけを食害し、被害材から乾燥した砂粒状の糞を排出することから被害を知ることができる。被害材の下に糞が小さな山をなして堆積していることが多く、糞をルーペで数十倍に拡大して見ると、真ん中がへこんだ米俵状をしている。本種による

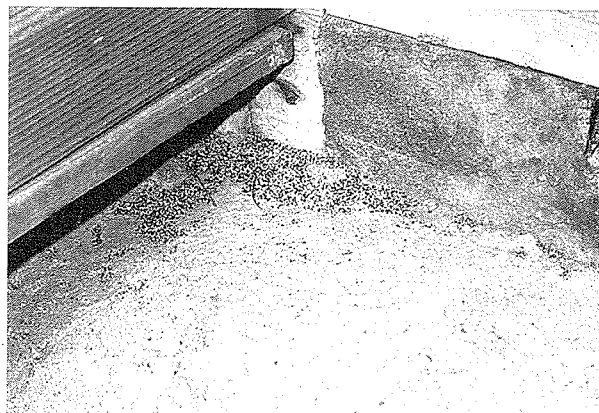


写真18 木造建物玄関外部に排出されたアメリカカンザイシロアリの糞

被害建物では出入口や出窓、板壁下など建物外周部にも虫糞が排出されていることが多い（写真18）。

6. 防 除

前述のように、アメリカカンザイシロアリの被害はヤマトシロアリのように建物下部の多湿な部分に限定されるということではなく、建物全体の乾材ならどこでも発生する可能性があり、部分的に被害が発生することも多いので、防除にあたっては、まず被害の範囲を確認する必要がある。それには被害材における食痕や虫糞を手がかりとするほか、ハンマーによる打診、ドライバーによる探針調査、さらにシロアリが木材をかじるときに微小な破壊によって発生するアコースティック エミッション（AE）を検出してシロアリ、その他の木材害虫の食害状況を検出する AE Detector の利用も有効である。いずれにしても、被害状況の調査はシロアリ防除業者の技術と経験に負うところが大きい。被害の範囲や程度を確認し、予防をかねてそれより少し広い範囲の木材類を薬剤処理する必要がある。

乾材シロアリの駆除には燻蒸処理が最も効果的で、米国では臭化メチルやフッ化スルフリル（商品名：バイケーン）による燻蒸処理が多く行われている。燻蒸剤は有毒ガスであるので、施工は専門業者に依頼しなければならない。家具類や畳、建具などは専用の燻蒸庫や包み込み燻蒸で施工できるが、住宅密集地における建物の燻蒸施工はなかなか容易ではない。また本施工の場合、居住者が2～3日移住する必要がある上に、施工費も比較的高価であるなどの難点があつて、わが国では燻蒸施工は一般住宅ではなかなか施工し難い。燻蒸処理はシロアリだけでなく、他のすべての害虫を殺滅でき、殺虫効果は完璧であるが、残効性はないので予防効果は期待できない。臭化メチルがオゾン層を破壊する物質のひとつとして、日本を含む先進国では2005年から全廃されるのをひかえ、フッ化スルフリルのほかに、酸化プロピレン、酸化エチレン製剤、ヨウ化メチルがその代替薬剤として開発、実用化されている。また、薬剤を用いない殺虫法として、低酸素濃度処理や二酸化炭

素処理なども開発されているが、燻蒸より長い処理期間を要するので家具類はともかく、一般住宅では適用しがたい。

燻蒸や上述のような殺虫処理が適用しがたい場合、木材用シロアリ防除薬剤で処理することになる。薬剤処理にあたっては、前述のようにまず被害範囲を確認する必要がある。

被害範囲が確認されたら、安全性を考慮してそれより少し広い範囲の木材を薬剤処理する。薬剤の吹付けまたは塗布処理は予防対策としてはよいが、材径の大きい木材では薬剤が内部まで十分浸透せず駆除効果は低く、残存虫を生ずる危険性が高い。アメリカカンザイシロアリは少数の集団からコロニーが容易に再生されるので、駆除にあたっては残存虫のないよう十分留意しなければならない。

筆者のこれまでの経験から言うと、被害範囲を確認して、それより少し広い範囲の木材に穿孔処理を入念に行えば効果的で、一応駆除できるが、天井裏や床下、壁中など見えない部分はよいが、建物のどこでもやたらに穿孔するわけにはいかない。実際には穿孔処理が実施できない箇所もあつて、1回の防除施工で完全に駆除できない場合は部分的に補修施工していく必要がある。したがって、施工終了後も追跡調査を行い、駆除効果を確認するとともに、必要に応じて補修的に防除処理を行うとよい（写真19～22）。

被害箇所の部位や被害状況などに応じて穿孔処理と吹付け（塗布）処理を使い分けていく必要がある。穿孔処理にあたっては、外観上の問題、作業性、経済性、とくに建物の強度に及ぼす影響について十分考慮する必要がある。穿孔の大きさや間隔は被害材の種類や大きさ、被害の程度、建材の強度に及ぼす影響などを考慮して施工する。

薬剤の選択にあたっては、当協会の認定薬剤のうちから居住者への毒性、薬臭、壁・その他建物内部への薬液のしみ出しによる汚染などを十分考慮して使用する。

薬剤処理は被害材とその周辺部の木材だけでなく、今後の予防処理として被害をうけそうな木材に対しても可能な限り吹付け（塗布）処理を施しておくことが望ましい。



写真19 木造建物2階和室の床板を上げて構造材に穿孔しているところ



写真20 穿孔処理において穿孔された二階和室床下の構造材

マイクロ波を利用して木材中のシロアリを殺滅させる試みも行われているが、いまだ実用化されていない。今後、従来の薬剤や防除法だけにこだわらず、ベイト工法をはじめ、新しい乾材シロアリの防除法を検討、開発していく必要が有る。

本種の防除法はいまだ確立されていない上に、調査および防除にヤマトシロアリより多くの時間と費用を要することが多く、技術的にもかなり難しい。被害の再発や施工費、保障などの問題も絡んで、アメリカカンザイシロアリであると分かると防除施工をやりたがらない業者もいるという。しかし、アメリカカンザイシロアリの被害は今後さらに拡大・増大するものと考えられる。また、



写真21 木材に穿孔された穴に薬液を注入しているところ

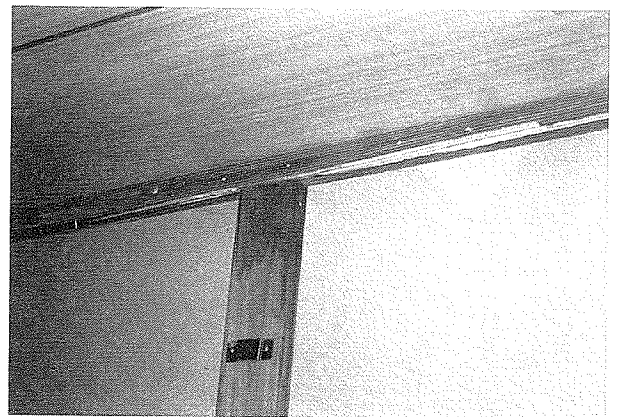


写真22 アメリカカンザイシロアリに被害され、穿孔処理された木造建物和室の天井回り縁と柱上部

現在の(社)日本しろあり対策協会の防除処理標準仕様書はヤマトシロアリとイエシロアリを対象として作成されている。今回、当協会にも乾材シロアリ対策特別委員会もつくられたので、アメリカカンザイシロアリの分布や被害調査をはじめ、ダイコクシロアリも含めた乾材シロアリの防除についても十分検討して早急に防除対策を確立していただきたい。

文 献

- 1) 森本 桂 (1984)：アメリカカンザイシロアリについて、環境管理技術 2 (2), 27～29
- 2) 日本ペストコントロール協会 (1990)：原色ペストコントロール図説 (第Ⅲ集), 8-1～7
- 3) 山野勝次 (1990)：東京都板橋区で発見されたアメリカカンザイシロアリについて 12 (2), 111～113

- 4) 山野勝次 (1991) : 福山市で発見されたアメリカカンザイシロアリについて, しろあり 86, 20~23
- 5) 山野勝次 (1992) : 増えるアメリカカンザイシロアリの被害, 家屋害虫だより, 1, 6
- 6) 山野勝次 (1993) : 山口県上関町で発見されたアメリカカンザイシロアリ、文化財の虫菌害 25, 22~25
- 7) 山野勝次 (1996) : 千葉県木更津市で発見されたアメリカカンザイシロアリ, しろあり 104, 30~38
- 8) 山野勝次 (1998) : 横浜市元町で発見されたアメリカカンザイシロアリ, しろあり 113, 18~25
- 9) 山野勝次 (1999) : 乾材シロアリの防除対策の確立を, しろあり 116, 1~2
- 10) 日本しろあり対策協会 (2000) : シロアリと防除対策, pp. 389
- 11) 富山新聞 : 米で生息のシロアリ確認, 2000年12月28日
- 12) 北陸新聞 : 北陸初 米国のシロアリ, 2001年1月8日
- (財)文化財虫害研究所常務理事・農博)



<会員のページ>

顧問就任に際して

伏 木 清 行

平成15年2月21日開催の第46回総会において顧問を拝命することになりました。今回の重責を受諾するに際して、平成4年度から5期10年にわたって、副会長に任ぜられ、会員各位及び協会の役員殿から絶大なお支援を賜ったことに厚くお礼を申し上げます。

当協会は、1965年に設立され、1968年に建設大臣から社団法人として認可され、以来約38年の歴史を重ねシロアリ対策に貢献してきました。当協会のシロアリ対策に対する総合システムは世界に誇る技術であると思います。しかし、これまでの運営は日本国内に対応する対策であったと考えます。

今後は、この総合システム(契約・診断・検査・施工法・メンテナンス等)を世界に向けて展開することを目指すべきではないかと思いますが如何でしょう。

日本では(財)日本適合性規格協会(JAB)の申請・登録・認可を受けるが、実際に企業会員が申請する場合には容易ではない。それを手助けするには、白対協が審査登録機関となることである。

最近公共工事の資格条件として、品質マネジメントシステムの認証取得が必須条件となっている。建設業界はゼネコンから始まり、下請け、孫受けに至るまで、公共工事を狙う全ての建設業

者が、ISO9000sの認証取得に努力している。協会会員が、「白対協の仕様書どおり施工しています」と答えても、その管理データを提出して下さいと言われると、資料作りが大変です。

もし、白対協がISO審査機関になっていれば、ISO認証番号〇〇番で既に承認されていると答えられます。またそれが会社の信用に繋がり、受注活動が容易になります。

2000年より厚生労働省は「シックハウス(室内空気汚染)問題に関する検討会」において、13種の化合物を優先測定物質として取り上げ発表した。この中に防蟻剤が指定されている。

この規制値はppb単位の低濃度である。実際の防蟻施工後の測定値はこの規制以下であるが、これを証明する化学分析方法は、ナノテクノロジーの精度が要求される。

今後シックハウス対策として、環境気中濃度の採取方法及び分析方法をルール化する必要があるが、採取方法と器材および分析方法についての費用やこれに要する期間が必要であること等の諸問題がある。そのためには、協会内部に委員会等を設置して充分検討を加えなければならない。

以上協会の今後の対策として上げてみましたが、会員各位のご支援とご協力をお願いしたいと思います。

2002年 NPMA 大会に参加して

上 妻 二 朗

2002年 NPMA 大会は2002年10月15日から19日に米国フロリダ州オーランドで開催された。ニューヨークのテロ事件後1年を経過しているため米国はもとより、世界各国から約1,000名の TCO, PCO, 薬剤メーカーの参加者があり、日本からも数十名の参加者で大変盛況であった。

オーランドは観光地ディズニーランド、ユニバーサルスタジオ、エプコトセンター、ゴルフ場遊ぶには最適の場所だが、国際会議場、ホテル等も充実していて、家族サービスを兼ねて NPMA に参加するには最適の場所である。NPMA 大会

の会場は Gaylord Palme Resort & Convention Center でホテル施設も完備していて最適の会場で、NPMA 大会を盛り上げるためにホテルの通路にもクモ、ゴキブリ、シロアリ等の大きな模型を貼り付け一般のお客にも PCO/TCO のビジネスをアピールする演出はさすがに NPMA は長けている。

人気のある展示場は各メーカーが趣向を凝らし展示会場を盛りたてていたが、最近の傾向で、化学関係の会社の生き残りのための吸収合併の影響で、小規模のブースは減り、バイエル、シンジェンタ、ダウケミカル、BASF の大型ブースが目立っていた、また MPMA 大会を盛り上げるショー、特別講演のスポンサーに上記の各社がなっていた。

展示場の雰囲気から薬剤の傾向を予測できるが、今日まではシロアリベイト剤の展示が顕著であったが、非忌避性のフィピロニール、クロルフェナピルが上市されベイト剤の勢いを抑止している傾向が見られた。各社のブースを尋ね、シロア



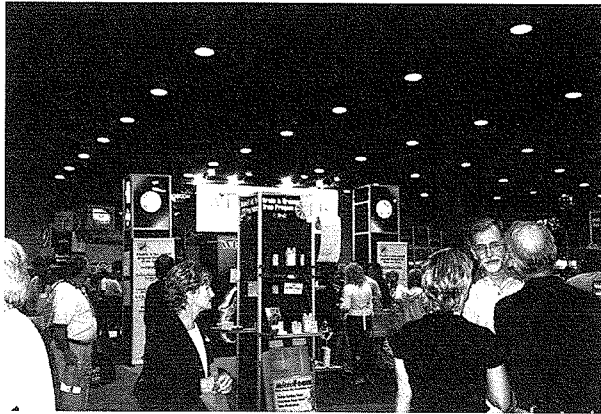
NPMA 大会看板



クモの模型



アリのディスプレイ



NPMA 大会展示場

リベイト剤, シロアリベイト防除剤の市場占拠率, 及び米国における PCO/TCO の景気について意見を求めたところ, ベイト剤が50%, 防除薬剤が50%, PCO/TCO のビジネスは毎年5%伸びているとのこと, PCO/TCO のビジネスは常に成長していると言われているが, 5%の伸びは羨ましいかぎりである, 米国での景気は好くないが, 一般の消費者からは日本のような悲壮な感じはなく, 楽しく生活しているのは人種の差か国力の差でしょうか?

大会の各分科会ではシロアリ, ネズミ, 蠅, 蚊,

ゴキブリの駆除に関する問題が討議され, IPM の概念を基準として PCO/TCO の仕事は決して自然環境へ悪い影響を与えるものではなく, 米国で蚊が媒介する新たな伝染病ニシナイルウイルス (WNV) で2002年に230名が死亡し, 9万羽以上の野鳥が WNV に感染して死亡, 1万3千頭以上の馬が WNV に感染し, 安楽死を含め3,600頭以上が死亡した, これらの結果は, 米国で今までに起こった蚊媒介性ウイルス感染症の流行の中で最悪の記録が報告され, 蔓延の危機を救う都市型害虫駆除の重要性が再確認されている, シロアリの被害地域が拡大している状況下で家屋財産を守る TCO の重要性を高める働きを官民一体となり進められていることが確認された。

シンポジウムでは米国ではまだ確立されていないシロアリベイト剤の評価試験方法のガイドライン作成が検討されていた。

2003年 NPMA 大会はテキサス州ダラスで10月22日から25日の間に開催される, イラクの問題が早急に解決され安心して日本からも多くの PCO/TCO の関係者が参加できることをと願いたい。

(BASF アグロ株式会社 営業本部
環境製品担当部長)

アメリカカンザイシロアリの情報提供にご協力を!!

石 井 勝 洋

まずもって、日頃から昼夜を問わず全国の建造物ならびに国民の財産である住宅をシロアリから守る仕事に携わっております会員の皆様、また健康問題、環境問題が益々厳しく問われているなかで、業界のために資材、薬剤の研究開発等にご活躍いただいております先生方に、会員として尊敬と感謝を申し上げたいと存じます。

さて、私が昨年初めて取り組み、そして報告させていただきましたアメリカカンザイシロアリの被害事例及び施工工事のことですが、作業を実施してみての感想といたしまして、とても満足できる成果や施主様に対する責任、保障ができかねるとの不安がよぎりました。その結果、今回、第46回総会において、第三号議案（平成15年度事業計画案承認の件）重要事項、1 調査研究の(二)「シロアリ分布実態調査」を議決していただいた次第です。

復習になりますが、アメリカカンザイシロアリについては、編集・広報委員会発行の小冊子(1992年)のなかで、すでに紹介されておりました、

- 1 1976年東京都江戸川区にて発見され、以来今日までに10数か所で見つかる
- 2 木材や荷物などとともに移動し、更に生息圏を拡大、被害の増加を招く恐れ充分にあること
- 3 特別に加工した巣や蟻道を作ることなく、乾燥した木材中に坑道を穿ち、小集団で生活している。
- 4 生息には木材の含有水分のみで足りるらしく、建物の上部小屋組材、ピアノ、ステレオ、筆筒、鏡台、机などの家具類も食害する。
- 5 被害材の食害道から乾いた砂粒状の糞を排出するのが特徴と書かれております。

また、アメリカカンザイシロアリ発生報告は(社)しろあり対策協会副会長、故森 八郎先生が「しろあり」No. 27で東京都内に定着と速報したのが最初であり、以来20年経過しております。先生も指摘されておられるように、被害に気づくまでに、10年近く経過し、かつ他のシロアリとは異なった被害であり、その規模もアメリカシロヒトリに負けないスケールであることから、昭和51年12月5日の日本昆虫学会関東支部大会で「アメリカカンザイシロアリ」と命名することにしたと発表されております。

筆者としましては、今後の被害の防止策をできるだけ早く確立して頂きたいと希望しておりますが、すで申し上げましたように、生息地の拡大が当然、想定できますので、まず分布図の作成、できることならば、発生時期、時間、天候等の情報も協会本部事務局、あるいは広報委員長までお寄せいただき、そして皆様のお知恵を結集して、対象薬剤、機材、仕様書、併せて防除後の保証問題等も解決できたら、業界の信頼性、信用力の向上に繋がり、ひいては消費者の需要喚起、拡大にも寄与するのではないかと期待する次第です。

できるだけ多くの会員皆様のご協力を得たいと存じ、拙い筆を取らせていただきました。よろしくお願いします。

ご協力をお待ちいたしております
広報部会員のページ係

社団法人 日本しろあり対策協会

本部 TEL 03-3354-9891

FAX 03-3354-8277

(株)リプラ工営代表取締役

<協会からのインフォメーション>

第46回通常総会報告

1. 日 時 平成15年2月27日(水)午後2時～
4時

2. 場 所 東京厚生年金会館

3. 会議の目的たる事項

第1号議案 平成14年度会務及び事業実施報告
について

第2号議案 平成14年度収支決算報告について

第3号議案 平成15年度事業計画(案)の承認
について

第4号議案 平成15年度収支予算(案)の承認
について

第5号議案 役員の改選について

4. 出席状況(定款第26条, 第27条)

正 会 員 数 996名

総会成立定足数 498名

出席正会員数 566名

内訳 出席者 61名

委任状提出者 505名

5. 開会挨拶

会 長 屋 我 嗣 良

第46回通常総会のために全国各地から多数の
方々がご出席いただき厚くお礼申し上げます。

さて、一年を振り返って見ますと、中古住宅保証
制度、既存住宅の性能表示制度に対応し当協会に
蟻害・腐朽検査員制度を新たに創設しました。一
方、当協会としてはじめての全国しろあり被害実
態調査を実施し、その結果、建築物の長期保存に
防除薬剤処理が大きく効果を示していることが実
証されました。また、ひのき、ひば等高耐久性樹
種でもシロアリによる表面蟻道構築が形成され、
防除薬剤による処理が必要であることが明らかにな
りました。

今後とも、会員各位の多大のご協力をいただき
建築物の新たな防蟻・防腐、維持保全対策のため
邁進する所存であります。また、会員各位のご健
勝を心より願います。(要旨)

6. 来賓挨拶

国土交通省住宅局建築指導課長 佐々木 宏氏
(代読 同課長補佐一宮幸治氏)

7. 議長の選任(定款第24条)

司会者一任の発声あり、司会者が今村民良氏を
指名し、全員異議なく、同氏を議長に選任した。

8. 議事録署名人の選任(定款第28条第2項)

議長が森本桂氏と宮田賢三氏を指名し、全員異
議なく、両氏を議事録署名人に選任した。

9. 議 事 概 要

第1号議案 平成14年度会務及び事業実施報告
について

伏木清行副会長より配布資料に基づき説明が
あった後、日経ホームビルダー2月号に掲載さ
れたビレスロイドに係る記事に関する質疑の
あったが、その他異議なく承認された。

第2号議案 平成14年度収支決算報告について

事務局より配布資料に基づき説明、藤高賀弘監
事より監査結果報告があった後、異議なく承認
された。

第3号議案 平成15年度事業計画(案)の承認に
ついて

有吉敏彦副会長より配布資料に基づき説明が
あった後、シックハウス対策及びアメリカカン
ザイシロアリ対策に関する提案があったが、そ
の他異議なく承認された。

第4号議案 平成15年度収支予算(案)の承認に
ついて

事務局より配布資料に基づき説明があった後、
異議なく承認された。

第5号議案 役員の改選について

支部から推薦された委員からなる役員候補者選
考委員会が別室で開催され、そこで検討し報告
された理事候補者名簿(案)及び監事候補者名
簿(案)に基づき、議長が諮ったところ全員異
議なく案のとおり承認された。併せて、顧問の
委嘱にかかる推薦についても異議なく承認され
た。

引続き、新理事による理事会が別室で開催され、
一時休憩後、会費滞納者の措置等の報告があった。
議長が、以上を以って通常総会の議案の審議を

終了したことを宣し、閉会した。

その後、第3回理事会を経て平成15・16年の協
会役員が別紙のとおり決定した。

社団法人日本しろあり対策協会役員名簿

(平成15, 16年)

会	長	檜垣宮都	東京農業大学教授
副	会	長 森本桂	九州大学名誉教授
		今村民良	(株)今村化学工業白蟻研究所
		有富榮一郎	(株)新栄アリックス
		鈴木誠至郎	三共ライフテック(株)
常	務	理事 藤本典正	(社)日本しろあり対策協会
本	部	飯島倫明	東京農業大学教授
		榎章郎	近畿大学教授
		大前和幸	慶応大学医学部教授
		鈴木憲太郎	独立行政法人森林総合研究所
		土居修一	秋田県立大学教授
		土井正	大阪市立大学大学院助教授
		中島正夫	関東学院大学教授
		福田清春	東京農工大学教授
		山野勝次	(財)文化財虫害研究所
		吉村剛	京都大学助教授
		荊尾浩	児玉化学工業(株)
東北・北海道支部		佐藤昌司	三和商事(株)
関東支部		石井孝一	アジア(株)
		宮田賢三	(株)日本ハウスクリニック
		吉元敏郎	ナギ産業(株)
中部支部		田中研一	(株)アイキ
関西支部		飯田高雄	滋賀環境衛生(株)
		松井清文	大成白蟻工業(株)
		湯川豊弘	(株)日本住宅サービス
中国支部		田口清市	(有)ハヤシ
四国支部		友清重孝	(株)友清白蟻
九州支部		児玉純一	(資)宮崎病虫害防除コンサルタント
		吉野弘章	(株)吉野白蟻研究所
沖縄支部		前花正一	首里しろあり(有)
監	事	藤高賀弘	(有)タイセイ消毒
		最上秀悦	日本農薬(株)
顧	問	伏木清行	ケミホルツ(株)

蟻害・腐朽特定現況検査制度について

社団法人日本しろあり対策協会

住宅性能表示の概要（既存住宅を中心として）
住宅性能評価機関等連絡協議会 事務局 平成15年2月

住宅性能表示制度は、平成12年4月に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「法律」といいます）に基づく制度です。当初は新築住宅だけを対象としていましたが、平成14年8月の制度改正で既存住宅が対象に追加されました。その後、平成14年12月に既存住宅を評価することができる評価機関が指定され、既存住宅の住宅性能表示が実質的にスタートしています。

1. 評価機関（指定住宅性能評価機関）

(1) 国土交通大臣の指定

評価機関（正式には「指定住宅性能評価機関」）は、法律に基づき国土交通大臣の指定を受けた機関で、住宅性能評価を行って「標章」を付した評価書を交付することができます。

評価機関の数は、平成15年2月1日現在で89です。うち17機関については「新築住宅及び既存住宅の性能評価」を行っている評価機関であり、残りは「新築住宅の性能評価」だけを行っています。

なお、新築住宅の性能評価だけを行っている評

価機関においても将来的に既存住宅の業務を行うことを検討している機関が多いので、今後既存住宅の性能評価を行う機関が増えることが予想されます。

(2) 手数料

住宅性能評価の手数料は、各評価機関がそれぞれ定めることとされています。

(3) 評価機関の義務

評価機関は中立で公正な業務を的確に実施することが必要なため、法律に基づいてさまざまな義務が課せられています。住宅性能評価業務に直接関係する主なものは、次のとおりです。

① 兼業制限

評価業務は、設計・工事監理業・建設業・不動産業などを兼業することが原則として認められていません。（法律第9条第5号）

② 評価員による評価

評価機関は、評価員（「2」を参照）に住宅性能評価を実施させなければなりません。ただし、一部専門的な技術を要するもの（特定現況検査が含まれます）に限り、評価機関（評価員）の指揮監督のもとに外部の専門家に一部業務を委託することができるとされています。（法律第12条第1項）

③ 評価機関の役職員が関係する住宅評価の禁止

評価機関は、その代表者またはその担当役員が関係する団体等が設計、工事監理、施工等を行う住宅の評価をしてはならないとされています。また、評価員及び評価補助員は、その者が関係する団体等が設計、工事監理、施工等を行う住宅の性能評価に従事してはならないとされています。（法律第9条第6号）

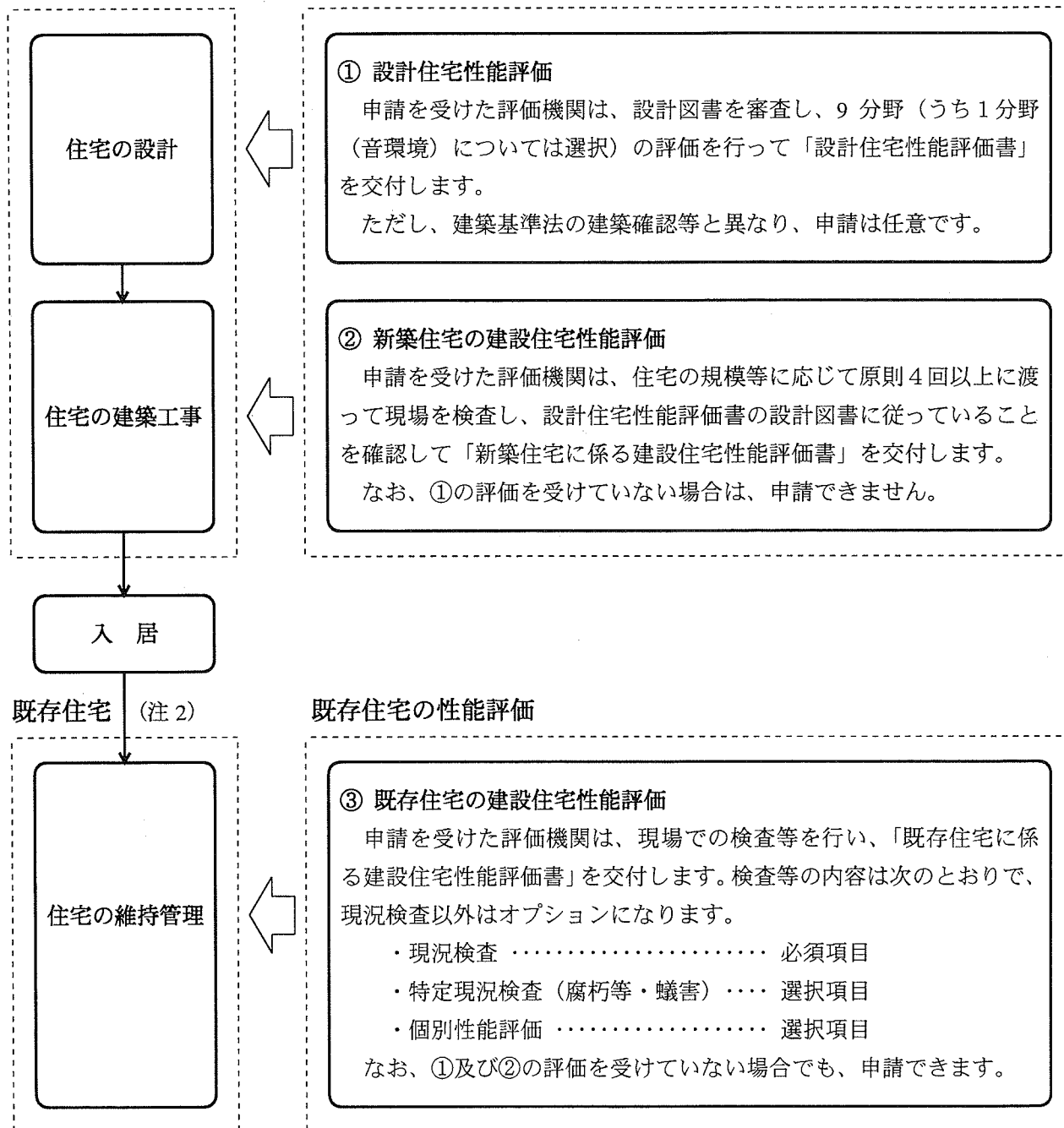
④ 守秘義務

評価員及びその職員は、評価の業務に関して



新築住宅（注1）

新築住宅の性能評価



（注1） 新築住宅とは、新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの（建設工事の完了の日から起算して1年を経過したものを除く）をいいます（法律第2条第2項）。

（注2） 既存住宅とは、新築住宅以外の住宅をいいます（施行規則第1条第四号）。

知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならないとされています（法律第13条第1項）。

2. 評価員

評価員は、いずれかの評価機関に所属し、住宅

性能評価を行います。

評価員となる資格を取得するためには、次の①～③のいずれかに該当し、かつ、国土交通大臣が指定する講習を修了して、1年以内に資格者として登録することが必要です。

① 建築士法に定める建築士。ただし、一級建

築士の場合は扱える住宅の規模に制限はありませんが、二級建築士又は木造建築士の場合は制限があります。

- ② 建築基準法に定める建築基準適合判定資格者。
- ③ 国土交通大臣が認めた者。

3. 紛争処理機関（指定住宅紛争処理機関）

紛争処理機関（正式には「指定住宅紛争処理機関」）は、法律に基づき国土交通大臣の指定を受けた機関で、建設住宅性能評価書が交付された住宅（既存住宅で建設住宅性能評価書が交付されたものを含む）についての建設工事の請負契約又は売買契約に関して紛争が生じた場合、あっせん、調停又は仲裁を行って、紛争の解決を図る機関です。その際、紛争当事者が紛争処理機関に支払う申請手数料は1万円です。

実態上は、全国の弁護士会が紛争処理機関として指定されており、その数は平成15年3月末日現在で52となっています（仙台弁護士会のみ指定されていません）。

4. 新築住宅の住宅性能評価

(1) メリット

- ① 住まいの性能が等級や数値で表示されるので安心

「地震などに対する強さ」「省エネルギー対策」など9分野の性能項目について、等級や数値で表示します。だから、専門知識がなくても建物の性能の違いを比べることができます。例えば、注文住宅を建てる時には「地震の等級は2、省エネルギーの等級は3」というようにハウスメーカーや工務店に依頼でき、また、住宅を購入する時には性能の違いを比較検討して選ぶことができます。

- ② 評価員が性能をチェックするので安心

国土交通大臣から指定された第三者機関（評価機関）の評価員が、求められた性能どおりに設計や工事が進められているかをチェックするので安心です。

- ③ 万一のトラブルにも専門機関が対応してくれるので安心

建築工事が完了するまでの評価（建設住宅性能評価）を受けると、万一、その住宅の工事請負契約又は売買契約にトラブルが起きても紛争処理機関（「3」を参照）が迅速・公正に対応してくれますので、安心です。

(2) 評価項目

- ① 地震などに対する強さ

地震などが起きた時の倒壊のしにくさや損傷の受けにくさを評価します。このほかにも、強風や大雪に対する強さに関する評価もあります。

- ② 火災に対する安全性

住宅の中で火事が起きたときの燃え広がりにくさや避難のしやすさ、隣の住宅が火事のときの延焼のしにくさなどを評価します。

- ③ 柱や土台などの耐朽性

年月が経っても土台や柱がしっかりしているような対策がどの程度されているか評価します。

- ④ 配管の清掃や取替のしやすさ

水道管やガス管、配水管の点検や清掃のしやすさ、取り替えのしやすさなどを評価します。

- ⑤ 省エネルギー対策

暖房や冷房を効率的に行うために、壁や窓の断熱がどの程度されているかを評価します。

- ⑥ シックハウス対策・換気

シックハウスの原因の一つとされているホルムアルデヒドが含まれている建材の使用状況や換気設備を評価します。また、建築工事が完了した時点でホルムアルデヒド等の化学物質を測定することも可能です（ただし、測定はオプション料金となります）。

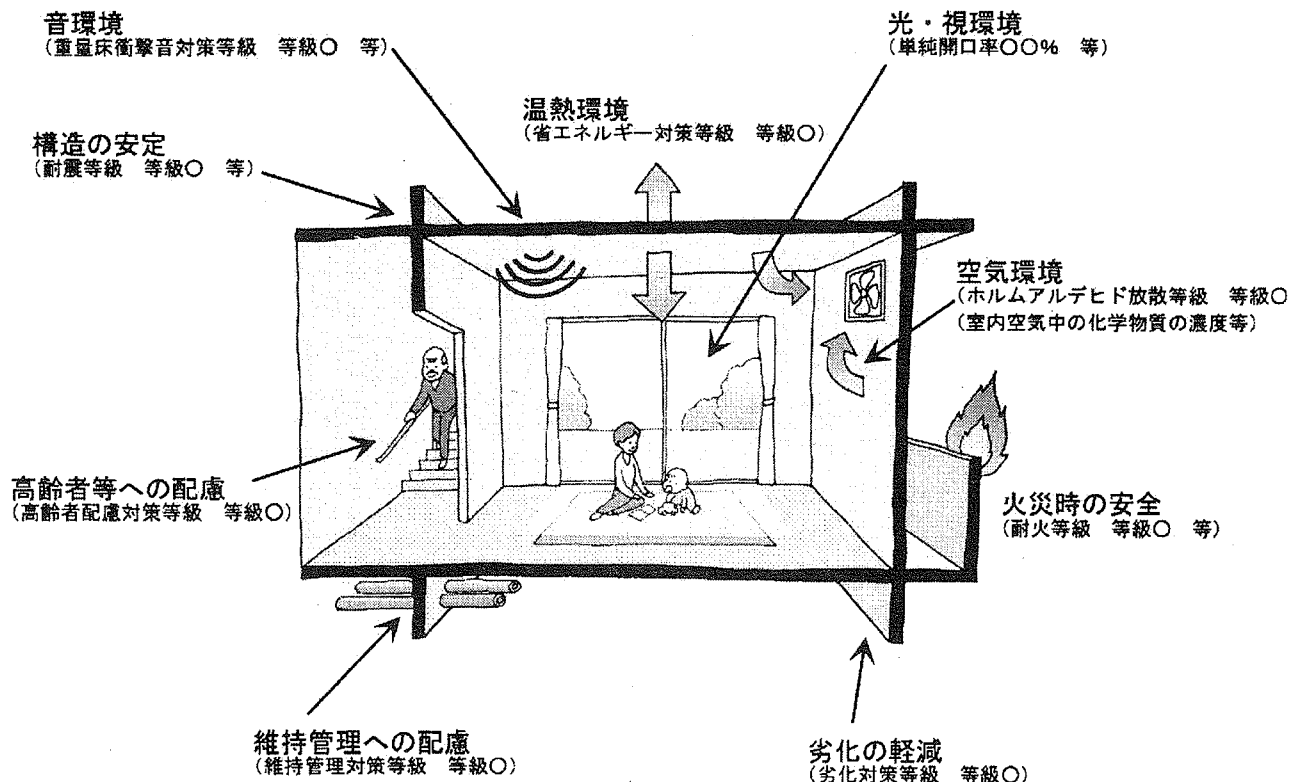
- ⑦ 窓の面積

東西南北及び上方の5方向について、窓がどのくらいの大きさで設けられているかを評価します。

- ⑧ 遮音対策

主に共同住宅の場合の評価項目で、上の住戸からの音や下の住戸への音、隣の住戸への音などについて、その伝わりにくさを評価します（この評価項目はオプション料金となります）。

- ⑨ 高齢者や障害者への配慮



高齢者や障害者が暮らしやすいように、出入口の段差をなくしたり、階段の勾配を緩くしたりというような配慮がどの程度されているかを評価します。

5. 既存住宅の住宅性能評価

(1) メリット

- ① 住まいの劣化や不具合を専門家の目でみてもらえるので安心

外壁などに生じている「ひび割れ」や床の「傾き」、壁や天井の「漏水等のあと」などについて、国土交通大臣から指定された第三者機関（評価機関）の評価員が検査し、客観的に評価した結果（評価書）が交付されます。だから、既存住宅を売買する時には、劣化や不具合の情報を当事者間で共有でき、円滑な契約に役立ちます。また、戸建て住宅をリフォームしたり、マンションを修繕する時には、どの程度のリフォームや修繕が必要なのかといったことに関し客観的な情報を入手することができます。

- ② 住まいの性能が等級や数値で表示されるので安心

既存住宅の場合も、新築住宅と同様に「地震などに対する強さ」「バリアフリー対策」など6分野の性能項目について、等級や数値で表示することができます。だから、専門知識がなくても建物の性能の違いを比較検討して選ぶことができます。例えば、既存住宅を売買するときには性能の違いを比較検討して選ぶことができます。ただし、この項目はオプションになります。

- ③ 万一のトラブルにも専門機関が対応してくれるので安心

万一、その住宅の売買契約にトラブルが起きても紛争処理機関（「3」を参照）が迅速・公正に対応してくれるので、安心です。

(2) 評価項目

- ① 現況検査（上記(1)の①に対応。詳細は後述）
「現況検査」は狭い意味での「現況検査」と「特定現況検査（腐朽等・蟻害）」で構成されます。

イ 「現況検査」

「現況検査」は必須項目であり既存住宅の建設住宅評価を行う場合は必ず実施されます。「現況検査」においては、まず、「部位等・

事象別の判定」が行われます。これは住宅の屋根、床、壁といった部位ごとに劣化や不具合の状況を判定するものです。その後に「総合判定」が行われます。これは「部位等・事象別の判定」の結果をもとに総合的な判定を行うものです。

ロ 「特定現況検査（腐朽等・蟻害）」

「特定現況検査（腐朽等・蟻害）」は木造の構造部分を有する住宅の「腐朽等」と「蟻害」が対象であり、選択項目なので申請者が希望した場合に実施されます。

② 個別性能評価（上記(1)の②に対応）

新築住宅の9分野のうち既存住宅の場合でも評価が可能な次の6分野について評価します。ただし、この個別性能の評価はオプションであり、また住宅の設計図面等が存在しない場合には評価が困難な項目もあります。

イ 地震などに対する強さ

ロ 火災に対する安全性

ハ 配管の清掃や取替のしやすさ

ニ シックハウス対策・換気

ホ 窓の面積

ヘ 高齢者や障害者への配慮

(3) 現況検査の概要(木造一戸建ての住宅の場合)

① 検査対象

下図の部位を検査します（検査部位の番号は1から25までありますが、共同住宅も含め通し番号となっているので、一戸建ての場合、例えば⑦など検査対象とならない番号もあります）。

② 部位等・事象別の判定

まず、部位ごとに劣化や不具合の状況を判断し、下図のような評価書の様式に判定結果を記入します。

③ 総合判定

「総合判定」は、上記②の「部位等・事象別の判定」の中から、「構造躯体（柱や梁など）に何らかの関係があるもの」及び「雨水侵入（いわゆる雨漏り）に関係があるもの」について検査結果に基づき、劣化等の状況を総合的に判定します。

一戸建ての場合は、下図の項目が総合判定の対象（特定劣化事象等）になります。

総合判定では、対象項目の全てがaの場合に「A」（特定劣化事象等が認められない）の判定となります。その他は「B」の判定となります。

④ 特定現況検査（腐朽等・蟻害）

現況検査のうち「部位等・事象別の判定」と「総合判定」は必須項目であり、評価を申請すれば必ず実施されますが、「特定現況検査（腐朽等・蟻害）」はオプションなので申請者が希望した場合に実施されます。

特定現況検査は、木造の構造部分を有する住宅の「腐朽等」と「蟻害」が対象となります。

腐朽とは、腐朽菌の分泌する酵素により木材の細胞壁の構成部分が分解され、木材の組織構造が崩壊して行く現象のことで、「腐朽等」とは、腐朽以外に、菌糸又は子実体（いわゆるキノコのこと）が木材に生息している状態が含まれます。

「蟻害」とは、しろありの蟻道や被害が認められたり、複数のしろありが認められる状態です。

特定現況検査では詳細な検査を行い、検査結果は下図の様式に記入され、評価書の一部として申請者に交付されます。

特定現況検査では、評価員が目視、打診、触診などにより床下から屋根裏（小屋組）などについてくまなく検査が実施されます。ただし、これらの検査は、評価機関の評価員の責任と指揮監督の下で、評価機関から委託された部門の専門家などによる検査補助を受けて実施することができます。その場合、検査補助者の氏名又は名称を評価書に明記し、また、検査補助者からの報告書を評価書に添付して申請者に交付することとされています。

住宅性能表示制度のさらに詳しい内容をお知りになりたい方は、下記のホームページをご覧ください。

住宅性能評価機関等連絡協議会

指定住宅性能評価機関等が会員となって設立した協議会で、会員相互の情報交流や評価技術の向上、評価基準の運用方針の作成、消費者への情報提供などに取り組んでいます。会

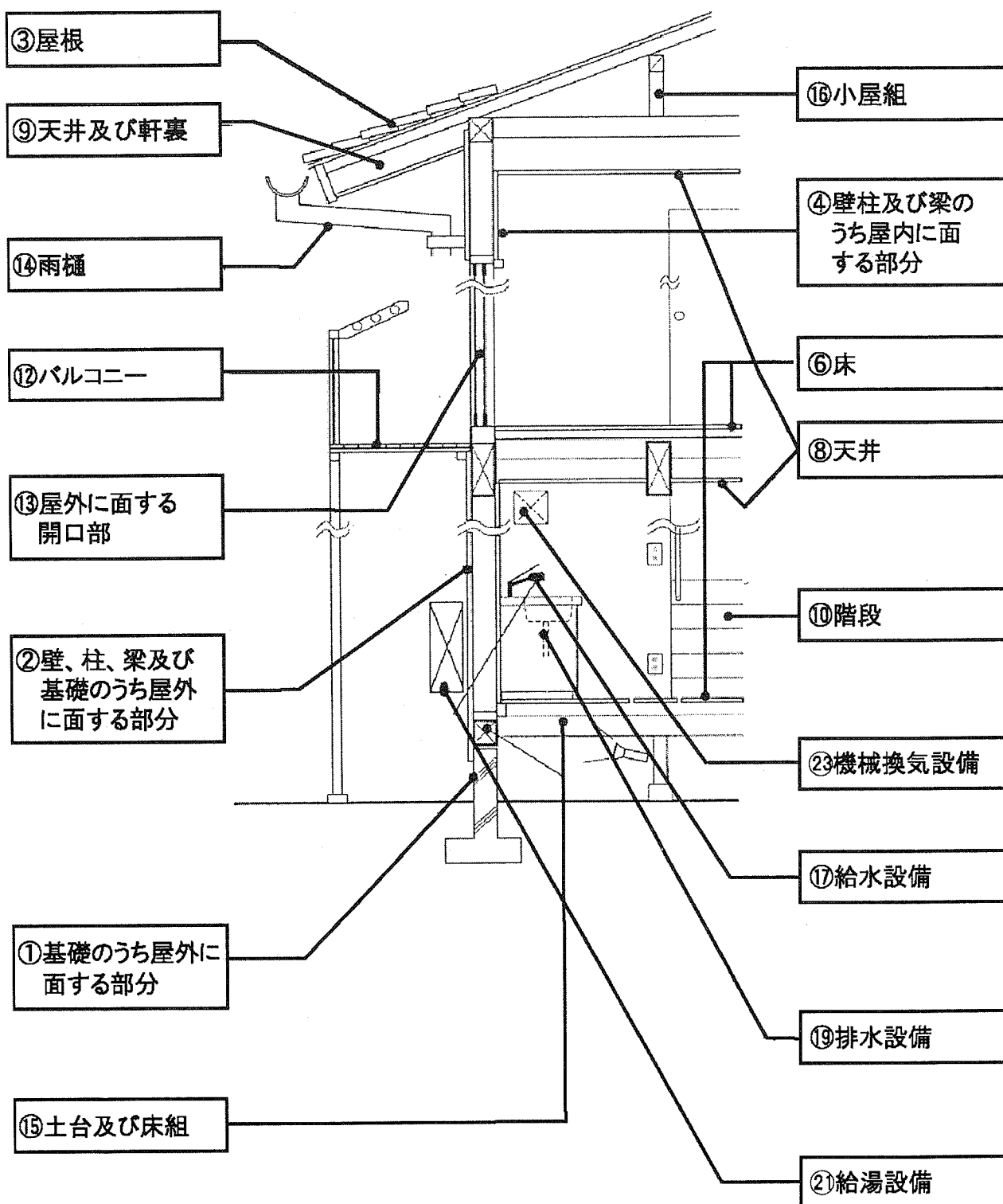
員数は、平成15年2月1日現在で87機関（うち指定住宅性能評価機関は84）です。

事務局（財団法人ベターリビング内）

TEL 03-5211-0564

協議会のホームページ

<http://www.hyouka.gr.jp/>



項 目					結 果	
部 位 等	確 認 欄	表 示 す べ き 事 象			詳細調査又は補修を 要する程度の事象	
					a. 認められない	b. 認められる
(1) 基礎のうち屋外に面する部分 (壁又は柱と異なる仕上げとなっている場合に限る。)	☐ ①	仕 上 げ 材	☐ コンクリート 直仕上げ	ひび割れ	☐	☐
	☐ ②			欠損	☐	☐
	☐ ③		☐ モルタル仕上 げ等	ひび割れ	☐	☐
	☐ ④			欠損	☐	☐
	☐ ⑤			剥がれ	☐	☐
			☐ その他 []	[]	☐	☐
				[]	☐	☐
				[]	☐	☐
(2) 壁、柱、基礎（屋外に面する部分が壁又は柱と同一の仕上げとなっている場合に限る。）及び梁のうち屋外に面する部分	☐ ①	仕 上 げ 材	☐ コンクリート 直仕上げ	ひび割れ	☐	☐
	☐ ②			欠損	☐	☐
	☐ ③		☐ モルタル仕上 げ等	ひび割れ	☐	☐
	☐ ④			欠損	☐	☐
	☐ ⑤			浮き	☐	☐
				剥がれ	☐	☐
			☐ サイディング ボード等	割れ	☐	☐
				欠損	☐	☐
				剥がれ	☐	☐
				腐食	☐	☐

評価対象住宅の敷地条件や建物条件によっては、隣接する建物などにより外壁や基礎などの建物外部の一部を確認できない場合があります。そこで、一部の項目に関しては、部位ごとに確認の程度を表示することになっています。

- | | |
|--------------------|------------|
| ①：「すべて又はほとんど確認できた」 | 概ね9割以上 |
| ②：「過半の部分が確認できた」 | 5割を超え、9割未満 |
| ③：「過半の部分が確認できなかった」 | 1割以上5割以下 |
| ④：「ほとんど確認できなかった」 | 1割未満 |
| ⑤：「まったく確認できなかった」 | 0割 |

項 目	結 果						
総合判定	評価対象建築物に認められる詳細な調査又は補修を要する程度の特定の劣化事象等の有無による現況の総合的な判定						
区分	☐ A.以下の項目のすべてについて詳細調査又は補修を要する程度の事象が認められない（すべて a 判定である）						
	☐ B.以下の項目のいずれかについて詳細調査又は補修を要する程度の事象が認められる（いずれかが b 判定である（b 判定とみなされる場合を含む）（注 2））						
【部位等事象別の判定のうち対象とした項目（再掲）】							
項 目			結 果				
部位等	表示すべき事象			詳細調査又は補修を要する程度の事象 a.認められない b.認められる			
(1) 基礎のうち屋外に面する部分（壁又は柱と異なる仕上がりとなっている場合に限る。）	仕上がり材	☐ コンクリート直仕上げ	ひび割れ	☐	☐		
			欠損	☐	☐		
		☐ モルタル仕上げ等	ひび割れ	☐	☐		
			欠損	☐	☐		
			剥がれ	☐	☐		
	(2) 壁、柱、基礎（屋外に面する部分が壁又は柱と同一の仕上がりとなっている場合に限る。）及び梁のうち屋外に面する部分	仕上がり材	☐ モルタル仕上げ等	ひび割れ	☐	☐	
				欠損	☐	☐	
				浮き	☐	☐	
				剥がれ	☐	☐	
				☐ サイディングボード等	割れ	☐	☐
					欠損	☐	☐
剥がれ			☐		☐		
腐食			☐		☐		
☐ タイル			ひび割れ	☐	☐		
			欠損	☐	☐		
			浮き	☐	☐		
			剥がれ	☐	☐		
(3) 屋根	シーリング材		破断	☐	☐		
			接着破壊	☐	☐		
(3) 屋根	仕上がり材	☐ 粘土がわら、厚形スレート、住宅屋根用化粧スレート	割れ	☐	☐		
			欠損	☐	☐		
			ずれ	☐	☐		
			剥がれ	☐	☐		
		☐ 金属系屋根ふき材（基材が鋼板であるものに限る）	腐食	☐	☐		
		☐ その他 [] []（注 1）	☐	☐			
(4) 壁、柱及び梁のうち屋内に面する部分	傾斜			☐	☐		
(6) 屋内の床	傾斜			☐	☐		
(12) バルコニー ☐ 該当する部位なし	直下の状況	☐ 直下が屋内である場合	床の防水層の破断	☐	☐		
(15) 土台及び床組	土台及び床組の接合部の割れ			☐	☐		
(16) 小屋組	小屋組の接合部の割れ			☐	☐		
	雨漏り等の跡			☐	☐		
(25) すべての部位	・他の部位等の検査を通じて認められる腐朽等、蟻害（「3 特定現況検査」を選択した場合は、3-1 及び 3-2 の結果による）（注 3）			☐	☐		
	・他の部位等の検査を通じて認められる鉄筋の露出			☐	☐		
	・その他上記に類する事象			☐	☐		

注 1：「その他」の記載内容が、「そ防水槽の破断」など、ここで対象とした項目に相当すると認められる場合は、それらの結果も含めて判定します。

注 2：「確認欄」が④又は⑤である場合は、結果が b でなくとも、総合判定の判定にあたっては b とみなします。ただし、「(2) 壁、柱、基礎（屋外に面する部分が壁又は柱と同一の仕上がりとなっている場合に限る。）及び梁のうち屋外に面する部分」及び「(3) 屋根」については、「確認欄」が④又は⑤であり、かつ結果が b 判定でない場合は、総合判定の対象外としています。

注 3：「3. 特定状況検査により認められる劣化等の状況」を選択した場合、「3-1. 腐朽等」及び「3-2. 蟻害」のどちらかが認められる場合は「B」とし、どちらも認められない場合は、(25) のうちの腐朽等及び蟻害についても b とは判断しないものとしします。

項 目		結 果	
特定現況検査 検査を補助した者の氏名又は名称 []	1 腐朽等	☐ a.腐朽、菌糸・子実体が認められない	☐ b.腐朽、菌糸・子実体が認められる 【腐朽等が認められる部位】 ☐ 基礎 ☐ 外壁 ☐ 軒裏 ☐ 土台・床組 ☐ 小屋組 ☐ その他[]
	2 蟻害	☐ a.しろありの蟻道及び被害（複数のしろありが認められることを含む）が認められない	☐ b.しろありの蟻道又は被害（複数のしろありが認められることを含む）が認められる 【蟻道が認められる部位】 ☐ 基礎 ☐ 外壁 ☐ 軒裏 ☐ 土台・床組 ☐ 小屋組 ☐ その他[] 【被害が認められる部位】 ☐ 基礎 ☐ 外壁 ☐ 軒裏 ☐ 土台・床組 ☐ 小屋組 ☐ その他[]

平成15年 1 月27日

住宅性能評価機関等連絡協議会 会員各位

住宅性能評価機関等連絡協議会 事務局

特定現況検査（腐朽等・蟻害）に関する資料について（送付）

既存住宅の性能評価に係る特定現況検査（腐朽等・蟻害）に関し、住宅性能評価機関等連絡協議会は(社)日本しろあり対策協会と協定を締結し、併せて評価機関が特定現況検査（腐朽等・蟻害）の業務の一部を専門業者に委託する場合の標準契約書を(社)日本しろあり対策協会と共同で作成いたしましたので、別添のとおり送付します。

なお、当該契約を締結する際の実務上の参考にしていただくため次のようなリストを作成すべく現在調整中であり、年度内には調整を終了し、追って送付する予定ですので、申し添えます。また、(社)日本しろあり対策協会の側の受け入れ体制の整備は実質的にその頃になる予定ですので、申し添えます。

- ① (社)日本しろあり対策協会の蟻害・腐朽検査員の資格を有する職員を雇用している防除施工業者のリスト
- ② (社)日本しろあり対策協会の各支部での相談窓口リスト

お問い合わせは、(財)ベターリビング研究企画部 長谷川又は齋藤

TEL 03-5211-0561/0564

FAX 03-5211-0593

平成15年1月27日

住宅性能評価機関等連絡協議会 会員各位

住宅性能評価機関等連絡協議会 会長

特定現況検査（腐朽等・蟻害）について（お知らせ）

既存住宅の性能評価に係る特定現況検査（腐朽等・蟻害）を指定住宅性能評価機関が実施するに際しては、評価員自らに実施させるほか、指定住宅性能評価機関（評価員）の指揮監督と責任のもと、白あり防除施工業者等の外部の専門家（専門機関）に検査を補助的に委託して実施させることも可能とされています。ただし、その際には、法第9条に定められた第三者性の確保（兼業制限等）、第13条第1項に定められた秘密保持義務等に十分留意する必要があります。

そこで、住宅性能評価機関等連絡協議会（以下「評価協」という。）では企画運営委員会において対応を協議の上、評価協の会員である指定住宅性能評価機関が上記業務を防除施工業者等に委託する場合の信頼性の確保と便宜を図るため、国土交通省所管の公益法人である(社)日本しろあり対策協会と「特定現況検査（腐朽等・蟻害）に係る協定書」（資料10-1）を締結し、この協定書に基づいて「特定現況検査（腐朽等・蟻害）の一部業務委託に係る標準契約書及び報告書記入例」（資料10-2）を作成しましたので、参考のため送付します。

会員機関が(社)日本しろあり対策協会の会員である防除施工業者と上記業務に係る委託契約を締結する場合には、この標準契約書をご活用下さるよう、ご案内します。

なお、(社)日本しろあり対策協会の会員以外の防除施工業者等と委託契約を締結される場合に、この標準契約書を適宜修正の上ご活用いただくことは差し支えありません。

お問い合わせは、(財)ベターリビング研究企画部 長谷川又は齋藤

TEL 03-5211-0561/0564

FAX 03-5211-0593

特定現況検査（腐朽等・蟻害）に係る協定書

住宅性能評価機関等連絡協議会（以下「協議会」という。）と社団法人日本しろあり対策協会（以下「白対協」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づく既存住宅の住宅性能評価のうち特定現況検査（腐朽等・蟻害）に関して、次のとおり協定を締結する。

- 一 協議会及び白対協は、特定現況検査（腐朽等・蟻害）のための現地検査業務の請負契約に係る標準契約書を共同で作成して公表するとともに、両会員間で当該請負契約を締結する場合にはこの標準契約書を活用するようそれぞれの会員に推奨する。
- 二 協議会は、指定住宅性能評価機関が当該請負契約を締結する場合には年間契約等の形態ではなく、個々の検査ごとに締結すべきものであることをその会員に周知する。また、当該請負契約に基づく現地検査業務の受注者において法第9条、第13条第1項等の趣旨に反する行為があった場合、協議会は会員からの報告に基づいて当該受注者の住所及び団体名並びに趣旨に反する行為の内容を公表する。
- 三 白対協は、当該請負契約を受注する会員において適切かつ公正な業務の実施が担保されるよう、次の項目を内容とする倫理規定を作成し、その会員に周知する。
 - ① 当該請負契約を受注した会員（以下「受注会員」という。）は、白対協の蟻害・腐朽検査員の資格を有する職員をして、当該請負契約に係る業務を実施させなければならない。
 - ② 受注会員及びその役職員並びにこれらの者であった者は、法第13条第1項の趣旨に鑑み、当該請負契約に基づく業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。また、受注会員は、秘密保持のため必要な措置を講じなければならない。
 - ③ 受注会員は、将来に渡り、当該請負契約に基づく検査の対象である住宅（以下「対象住宅」という。）の蟻害対策、腐朽対策、増改築等の設計、施工及び工事監理を請け負ってはならない。
 - ④ 受注会員は、将来に渡り、対象住宅の蟻害対策、腐朽対策、増改築等の設計、施工及び工事監理に関して、他の者に斡旋、紹介等をしてはならない。
 - ⑤ 受注会員は、その職員で請負契約に基づく検査に関わる者又は受注会員（その役員を含む。）が次の各号の一に該当する者と利害関係を有する場合は、速やかにその旨を受注者に通知しなければならない。
 - イ 対象住宅に係る性能評価の申請者
 - ロ 対象住宅の所有者、管理者、占有者等
 - ハ 対象住宅の新築時、増改築時等の工事の設計者、施工者及び工事監理者
 - ニ 対象住宅の売買若しくは交換又は売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介に関わる者

平成15年1月21日

住宅性能評価機関等連絡協議会 会長 北畠 照躬
社団法人日本しろあり対策協会 会長 屋我 嗣良

特定現況検査（腐朽等・蟻害）のための現地検査業務に関する倫理規程

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」という。）に基づく既存住宅の住宅性能評価に関連し、社団法人日本しろあり対策協会（以下「白対協」という。）の会員が特定現況検査（腐朽等・蟻害）のための現地調査業務を指定住宅性能評価機関から請け負った場合において、法第9条（指定住宅性能評価機関の指定の基準）、法第12条（評価員）、法第13条（秘密保持義務）等の趣旨に則り、その会員及び役職員が遵守すべき事項を次のとおり定める。

- 1 受注会員は、発注者が指定する日時に、発注者の評価員の立ち会い及び指揮監督のもとに、白対協の蟻害・腐朽検査員の資格を有する職員をして、業務を実施しなければならない。
- 2 受注会員は、将来に亘り、対象住宅の蟻害対策、腐朽対策、増改築等の設計、施工及び工事監理を請け負ってはならない。
- 3 受注会員は、将来に亘り、対象住宅の蟻害対策、腐朽対策、増改築等の設計、施工及び工事監理に関し、他の者に斡旋、紹介等をしてはならない。
- 4 受注会員及びその役職員並びにこれらであった者は、当該請負契約に基づく業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。
- 5 受注会員は、当該請負契約に基づく業務に関して知り得た秘密が、その役職員並びにこれらであった者を通じて漏らされ又はこれらの者の自己の利益のために使用されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 6 受注会員は、その職員で請負契約に基づく検査に関わる者又は受注会員（その役員を含む。）が、次の各号の一に該当する者と利害関係を有する場合は、速やかにその旨を受注者に通知しなければならない。
 - 一 当該住宅に係る性能評価の申請者
 - 二 当該住宅の所有者、管理者、占有者等
 - 三 当該住宅の新築時、増改築時等の工事の設計者、施工者及び工事監理者
 - 四 当該住宅の売買若しくは交換又は売買、交換若しくは賃貸の代理若しくは媒介に関わる者
- 7 検査実施における注意事項
 - (1) 蟻害・腐朽検査員は、必ず、蟻害・腐朽検査員証を発注者に提示し身分を明確にすること。
 - (2) 検査の方法について発注者に事前に説明し了解をとること。特に非破壊検査であるので検査できない部分がありうることを説明すること。
 - (3) 住居内の立入りについては、住居者の承諾を得て行うこと。
 - (4) 家具・什器の移動は、必ず、居住者の指図又は同意を得ること。
 - (5) 火気（たばこなど）の使用に留意し器物を破損しないように努めること。
 - (6) 検査・診断にあたり言動に注意し、あくまでも不安感や予断を居住者等に与えてはならない。

特定現況検査（腐朽等・蟻害）の一部業務の請負契約に係る標準契約書及び報告書記入例

住宅性能評価機関等連絡協議会

(社)日本しろあり対策協会

平成 15 年 1 月 作成

＜標準契約書作成の目的＞

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「法」といいます。）に基づく住宅性能評価業務のうち既存住宅の性能評価に係る特定現況検査（腐朽等・蟻害）を指定住宅性能評価機関が実施するに際しては、評価員自らに実施させるほか、指定住宅性能評価機関（評価員）の指揮監督と責任のもと、白あり防除施工業者等の外部の専門家（専門機関）に検査を補助的に委託して実施させることも可能とされています。ただし、その際には、法第9条に定められた第三者性の確保（兼業制限等）、第13条第1項に定められた秘密保持義務等に十分留意する必要があります。

そこで、住宅性能評価機関等連絡協議会と(社)日本しろあり対策協会は、指定住宅性能評価機関と防除施工業者等の間で上記業務に係る請負契約を締結する場合の信頼性の確保と便宜を図るため、この標準契約書を作成しました。

＜標準契約書の使用に関しての注意＞

別添1は標準契約書及びその別紙様式（報告書の様式）、別添2は別紙様式の記入例です。この標準契約書を使用される場合は、以下の点にご注意下さい。

1. この標準契約書で想定している契約者は、住宅性能評価機関等連絡協議会の会員である指定住宅性能評価機関と(社)日本しろあり対策協会の会員である防除施工業者です。
2. この標準契約書の作成にあたり契約者の個別の事情は考慮されていません。従って、次に掲げる第8条、第14条等については必要に応じて修正の上、使用してください。ただし、第2条（業務の内容）、第3条（再発注の防止）、第4条（利害関係者に係る通知義務）、第6条（秘密保持義務）、及び第7条（請負工事等の禁止）については、契約当事者双方において法第9条（指定住宅性能評価機関の指定の基準）、法第12条（評価員）、法第13条（秘密保持義務）等を遵守するために必要な内容であると考えられますので、文言を修正する場合はご注意ください。

① 第8条（請負額の支払）

個別の会計処理の方法に応じて、修正して下さい。

② 第14条（秘密保持義務等に係る損害賠償）

契約解除に伴って乙が支払うべき違約金については第9条に規定しています。しかし、第4条、第6条及び第7条に規定する秘密保持義務に関しては業務の完了後に違反等が生じるおそれがあり、またその場合に指定住宅性能評価機関が被る損害は甚大です。そこで、契約解除を前提とする第9条とは別に、損害賠償の請求がありうることをあらためて明記したものです。

ただし、本条に関しては、契約書に盛り込むことの必要性を含め、契約者において個別にご検討下さい。また、損害賠償額をあらかじめ予定する下記のような条文（民法第420条参照）に代えることも考えられます。（この場合、損害賠償の予定額については個別にご検討下さい）。

(秘密保持義務等に係る損害賠償額の予定)

第14条 前条各号の一に該当する場合、甲は法第9条及び第13条第1項の趣旨に照らして自ら期待されている信用を著しく損なうことから、乙はその損害賠償として甲に対し〇〇〇万円を支払うものとする。

3. 当該契約を例えば年間契約とする等の行為は法第9条の趣旨に違反するおそれがあります。従って、請負契約は個々の現地検査業務ごとに締結する必要があります。
4. 当該契約に基づいて受注者から提出される報告書は法施行規則第14条第1項第3号イの図書に該当しますので、発注者はその報告書を同施行規則第7条第1項に基づいて住宅性能評価書（現況検査・評価書）に添付する必要があります。具体的には、検査結果説明書の一部として位置づけられるものです。
5. 標準契約書の別紙様式の「4. 部位別の結果詳細」には「確認欄」を設けています。これは、現地調査において一部の箇所が確認不能であった場合を想定したものです。しかし、特定現況検査以外の現況検査の一部には「確認の程度」欄が表示項目にある一方、特定現況検査には当該項目がありません。従って、現地検査で一部実施できない箇所があった場合でも特定現況検査の欄にはその旨を記載する箇所がありません。そこで、受注者が行った現地検査で一部実施できない箇所があった場合は、発注者は住宅性能評価書（現況検査・評価書）の特記事項欄に次のように記載する等の措置を講じることが望ましいと考えられます。

「特定現況検査においては一部実施できない箇所がありました。（具体的な箇所については、別添の現地検査報告書を参照）。従って、特定現況検査の結果欄に記載している内容は現地検査を実施できた範囲において判断したものですので、ご注意ください。」

標準契約書

住宅性能評価機関等連絡協議会

(社)日本しろあり対策協会

平成 15 年 1 月 作成

業 務 請 負 契 約 書

業務の名称 住宅（所在地：〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地）の腐朽等・蟻害に係る現地検査業務

業務請負額 金 〇〇〇〇 円 （うち消費税等額 〇〇 円）

消費税等は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定に基づき契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

発注者 〇〇〇〇 を甲とし、受注者 〇〇〇〇 を乙とし、甲乙間に次のとおり業務請負契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、頭書の業務（以下「業務」という。）をこの契約を定める条件で乙に発注し、乙は、これを受注するものとする。

2 乙は、この契約書の規定及び甲の指示に従って、頭書の業務請負額（以下「請負額」という。）をもって業務を完了しなければならない。

（業務の内容）

第2条 業務の内容は、甲が標記の住宅について受け付けた「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（以下「法」という。）に基づく既存住宅性能評価（以下「性能評価」という。）の一部として甲が実施する特定現況検査（腐朽等・蟻害）のための、腐朽等・蟻害に係る現地検査業務とする。

（再発注の禁止）

第3条 乙は、業務の実施を第三者に発注してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときはこの限りでない。

（利害関係者に係る通知義務）

第4条 乙は、その職員で業務の実施に関わる者又は乙（法人である場合にあっては、その役員を含む）が次の各号の一に該当する者と利害関係を有する場合は、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

- 一 標記の住宅に係る性能評価の申請者
- 二 標記の住宅の所有者、管理者、占有者等
- 三 標記の住宅の新築時、増改築時等の工事の設計者、施工者及び工事監理者
- 四 標記の住宅の売買若しくは交換又は売買、交換若しくは賃貸の代理人若しくは媒介に関わる者

（業務の実施）

第5条 乙は、甲が指定する日時に、甲の評価員の立ち会い及び指揮監督のもとに、社団法人日本しろあり対策協会の蟻害・腐朽検査員の資格を有する乙の職員をして、業務を実施させなければならない。

ない。

- 2 乙は、前項に基づき指定された日時に業務を実施することができないときは、甲に対しその理由を付して日時の変更を求めることができる。
- 3 乙は、業務を実施したときは、速やかに別紙様式による報告書（以下「報告書」という。）を2部作成して、甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、報告書に不備があると認める場合は、乙に対してその部分の補正その他必要な措置を指示することができる。この指示は、報告書の提出があった日から7日以内に行わなければならない。
- 5 報告書の提出があった日から7日以内に前項の指示がない場合、この契約に基づく業務は完了したものとし、業務の成果は甲に引渡されたものとする。
- 6 乙は、第4項の指示を受けたときは、甲が指定する日までに必要な措置を完了して、甲にあらためて報告書を提出しなければならない。あらためて提出された報告書の扱いに関しては、前2項の規定を準用する。
- 7 第4項に規定する補正その他必要な措置に要した費用は、乙の負担とする。

（秘密保持義務）

第6条 乙は、法第13条第1項の趣旨に鑑み、この契約に基づく業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は乙の利益のために使用してはならない。

- 2 乙は、法第13条第1項の趣旨に鑑み、この契約に基づく業務に関して知り得た秘密がその職員（乙が法人である場合にあっては、その役員を含む。）若しくはこれらの者であった者を通じて漏らされ、又はこれらの者の自己の利益のために使用されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

（請負工事等の禁止）

第7条 乙は、将来にわたり、標記の住宅の蟻害対策、腐朽対策、増改築等の設計、施工及び工事監理を請け負ってはならない。

- 2 乙は、将来にわたり、標記の住宅の蟻害対策、腐朽対策、増改築等の設計、施工及び工事監理に関して、他の者に斡旋、紹介等をしてはならない。

（請負額の支払）

第8条 乙は、第5条第5項に基づいて業務が完了したときは、請負額の支払を甲に対して請求することができる。

- 2 甲は、前項の請求書を受理したときは、その日の属する月の翌月の末日までに請求額を支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責に帰する事由により前項の請求額の支払が遅れた場合には、遅延日数に応じ年8.25パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払を甲に対して請求することができる。

（甲の解除権）

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告によらないで、この契約を解除することができる。

- 一 乙の職員で、業務の実施に関わる者又は乙（法人である場合にあっては、その役員も含む。）が第4条の各号の一に該当する者と利害関係を有するとき。
 - 二 乙が、正当な理由がなく、業務に着手しないとき。
 - 三 乙が、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、甲の指定する日までに違約金として10万円を甲に支払わなければならない。なお、第14条に該当する場合は、別途、同条を適用する。

（甲の都合による契約の解除）

第10条 甲は、業務が完了しない間は前条第1項の場合のほか、甲の都合により7日以上予告期間をもってこの契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。ただし、その損害額は、甲乙協議して定める。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反により業務の目的を達成することが不可能になったときは、催告によらないで契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、甲は、乙の指定する日までに違約金として10万円を乙に支払わなければならない。

(業務の実施状況等の調査)

第12条 甲は、いつでも業務の実施状況に関して調査し、又は報告をもとめることができるものとし、乙は、この要求があったときは、これに応じなければならない。

(乙の団体名等の公表)

第13条 次の各号の一に該当する場合、甲は自ら又は住宅性能評価機関等連絡協議会を通じて、乙の住所及び団体名並びに次の各号の一に関して認められた事実を公表することができる。

- 一 乙において第4条（利害関係者に係る通知義務）、第6条（秘密保持義務）第1項又は第7条（請負工事等の禁止）各項の一に違反する行為が認められた場合。
- 二 この契約に基づく業務に関して知り得た秘密が、乙の職員（乙が法人である場合にあっては、その役員を含む。）若しくはこれらの者であった者を通じて漏らされ、又はこれらの者の利益のために使用された場合。

(秘密保持義務等に係る損害賠償)

第14条 前条各号の一に該当する場合、甲は法第9条及び第13条第1項の趣旨に照らして自ら期待されている信用を著しく損なうことから、甲は乙に対して損害賠償を請求することができる。

(協議事項)

第15条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を所有する。

平成〇年〇月〇日

甲（住 所）
（団 体 名）
（代表者名）

乙（住 所）
（団 体 名）
（代表者名）

特定現況検査（腐朽等・蟻害）に係る現地検査報告書

年 月 日

指定住宅性能評価機関

様

業務委託契約に基づき、下記の建築物を対象とし、平成13年国土交通省告示第1347号（平成14年8月20日改正）に沿って実施した「特定現況検査（腐朽等・蟻害）に係る現地調査」の結果は、次のとおりです。

＜注意＞

- ① この報告書の内容は、現地検査の時点からの時間経過による変化がないことを保証するものではありません。
- ② この現地検査は、特殊な器具を用いずに一般的な方法で観察できる範囲について、非破壊検査を原則とし、目視、打診及び触診により実施したものです。従って、下記イ～への部分は現地検査を実施しておらず劣化事象の有無を判断していませんので、ご注意ください。
- イ 床下のうち、構造的に潜り込むことができない部分
- ロ 外壁等のうち、容易にはずせない仕上げ材などで覆われており、内部木部の検査が不可能な部分
- ハ 浴室や洗面所等のうち、コンクリート、タイル、パネル等で覆われており、内部木部の検査が不可能な部分
- ニ 屋根裏のうち、天井に点検口等がなく、密閉されており、検査が不可能な部分
- ホ 外壁、軒裏等のうち、隣家等の建物周囲に存する障害物のために対象木部に接近できない部分
- ヘ その他の事情により検査が実施できない部分

現地検査を実施した機関（受託者）	実施機関名	印
	所在地	
	連絡先	
現地検査を実施した者	氏名	印
	蟻害・腐朽検査員の登録番号	
現地検査を実施した日	年 月 日	年 月 日
	時 間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分
	天 候	
対象建築物	名 称	
	住 所	

1. 現地検査の結果概要

検査結果 検査部位	腐朽又は菌糸・子実体の有無（注1）	シロアリの蟻道又は被害の有無（注2）
基礎	無 ・ 有	無 ・ 有
外壁	無 ・ 有	無 ・ 有
軒裏	無 ・ 有	無 ・ 有
土台・床組	無 ・ 有	無 ・ 有
小屋裏	無 ・ 有	無 ・ 有
その他の部位	無 ・ 有（部位： ）	無 ・ 有（部位： ）

（注1） 菌糸とは、木材腐朽菌類が糸状に成長したものです。子実体とは、木材腐朽菌類が世代交代のために孢子（植物の種に相当）を作る繁殖器官として生じさせたものであり、いわゆるキノコのことです。

（注2） シロアリの生態（羽アリ、働きアリ等）が認められ場合は、蟻道・被害が発見されなくても、「シロアリの蟻道・被害が認められる」に該当するものとして扱います。

2. 防蟻・防蟻処理の履歴

新築時の予防処理	無 ・ 有 ・ 不明
新築後の予防処理	年 月 日（内容： ） 年 月 日（内容： ）

3. 床下環境

木屑・砕板・木株	無 ・ 有	
配管からの水漏れ	無 ・ 有（箇所： ）	
浸水履歴	無 ・ 有（箇所： ）	
害虫の発生	無 ・ 有（種類：ナメクジ カマドウマ ゲジゲジ クモ ムカデ ゴキブリ） クロアリ アカアリ その他（ ）	
露出地盤か否か	露出地盤でない ・ 露出地盤である	
露出地盤の場合	土壌の湿気	乾いている ・ 湿っている ・ 非常に湿っている
	土壌のカビ・キノコ・雑草	無 ・ 有（種類：カビ キノコ 雑草） その他（ ）
	土壌の性質	赤土 ・ 黒土 ・ 砂土 ・ その他（ ）
	整地の状況	良い ・ 悪い ・ その他（ ）

4. 部位別の結果詳細

注 イ 特殊な器具を用いずに一般的な方法で観察できる範囲について、非破壊検査を原則とし、目視、打診及び触診により実施したものです。

ロ 確認欄は、部位等毎に確認できた範囲を示し、①から⑤及び「－」の意味は次のとおりです。

- 1 すべて又はほとんど確認できた（9割以上）
- 2 過半の部分が確認できた（5割超9割未満）
- 3 過半の部分が確認できなかった（1割以上5割以下）
- 4 ほとんど確認できなかった（1割未満）
- 5 全く確認できなかった
- － 該当部位が存在しない、又は該当部位に木部がない

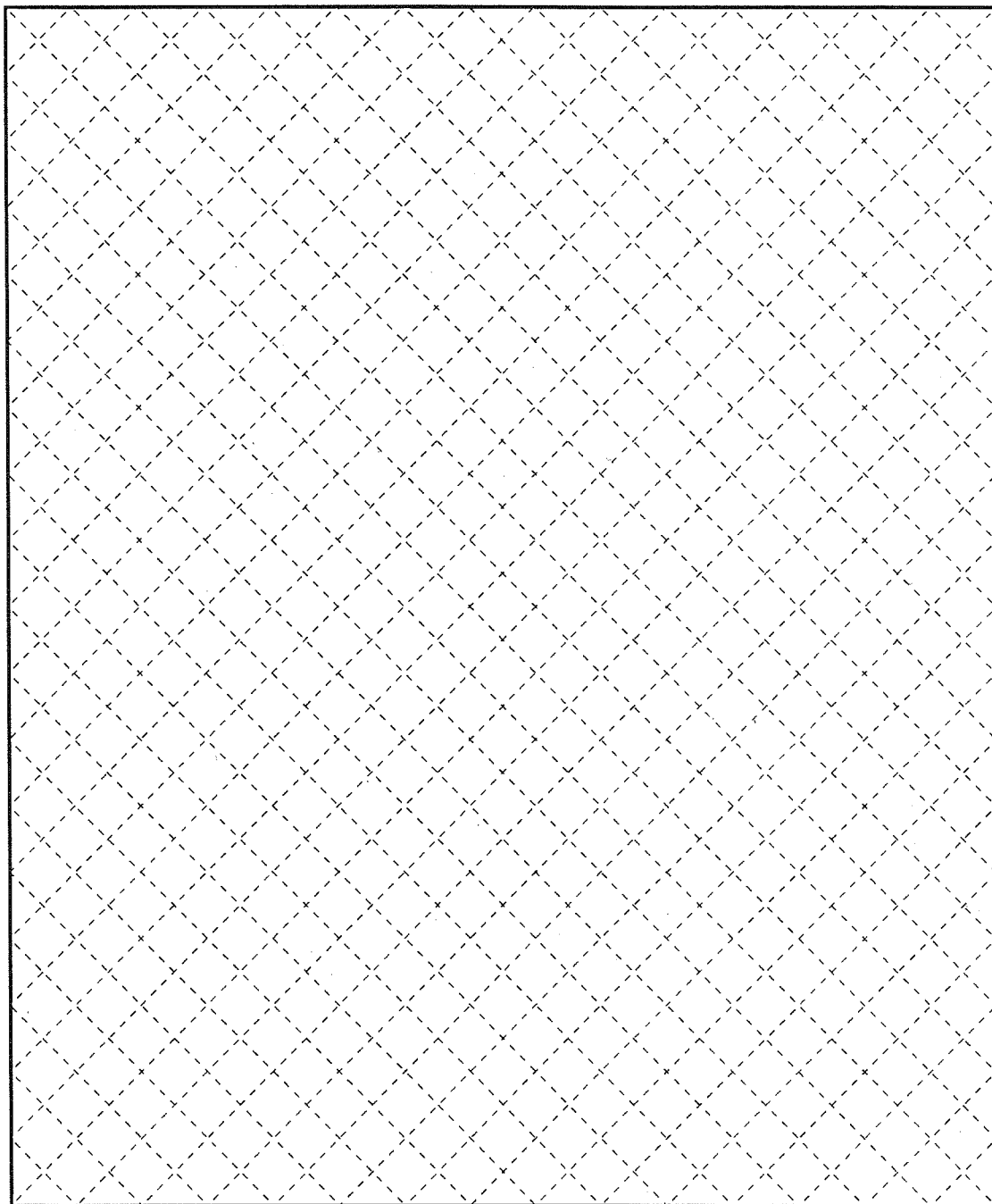
部位 (確認欄)		検査結果	
		腐朽等 a. 腐朽，菌糸，子実体が認められない b. 腐朽，菌糸，子実体が認められる	蟻害 a. シロアリの蟻道・被害が認められない b. シロアリの蟻道・被害が認められる
外 部	建物外回りからの診断 ()	a b	a b
	基礎コンクリートの表面 ()	a b	a b
	外壁の木部（開口部を含む） ()	a b	a b
	軒裏の木部 ()	a b	a b
	バルコニーの木部 ()	a b	a b
内 部	基礎コンクリートの表面 ()	a b	a b
	土台・床組の木部 ()	a b	a b
	床の仕上げ（木部） ()	a b	a b
	軸組（柱・梁を含む）の木部 ()	a b	a b
	内壁の仕上げ（木部） ()	a b	a b
	水周りの土台・軸組・床組（木部） ()	a b	a b
	天井の仕上げの木部 ()	a b	a b
	小屋組・天井裏の木部 ()	a b	a b
敷地内の木柱・木柵・切り株・放置木材・大きな生立木 ()			a b

5. 特記事項及び所見

--

床下現況図

凡例 × : 蟻害箇所 △ : 蟻道・蟻土 ⊗ : 腐朽箇所 ⊕ : 菌糸 ⊕ : 子実体



特記事項

壁面現況図

凡例 ×：蟻害箇所 △：蟻道・蟻土 ⊗：腐朽箇所 ⊕：菌糸 ⊙：子実体

東面

[illegible]

西面

[illegible]

壁面現況図

凡例 ×: 蟻害箇所 △: 蟻道・蟻土 ⊗: 腐朽箇所 ⊕: 菌糸 ⊙: 子実体

南面。

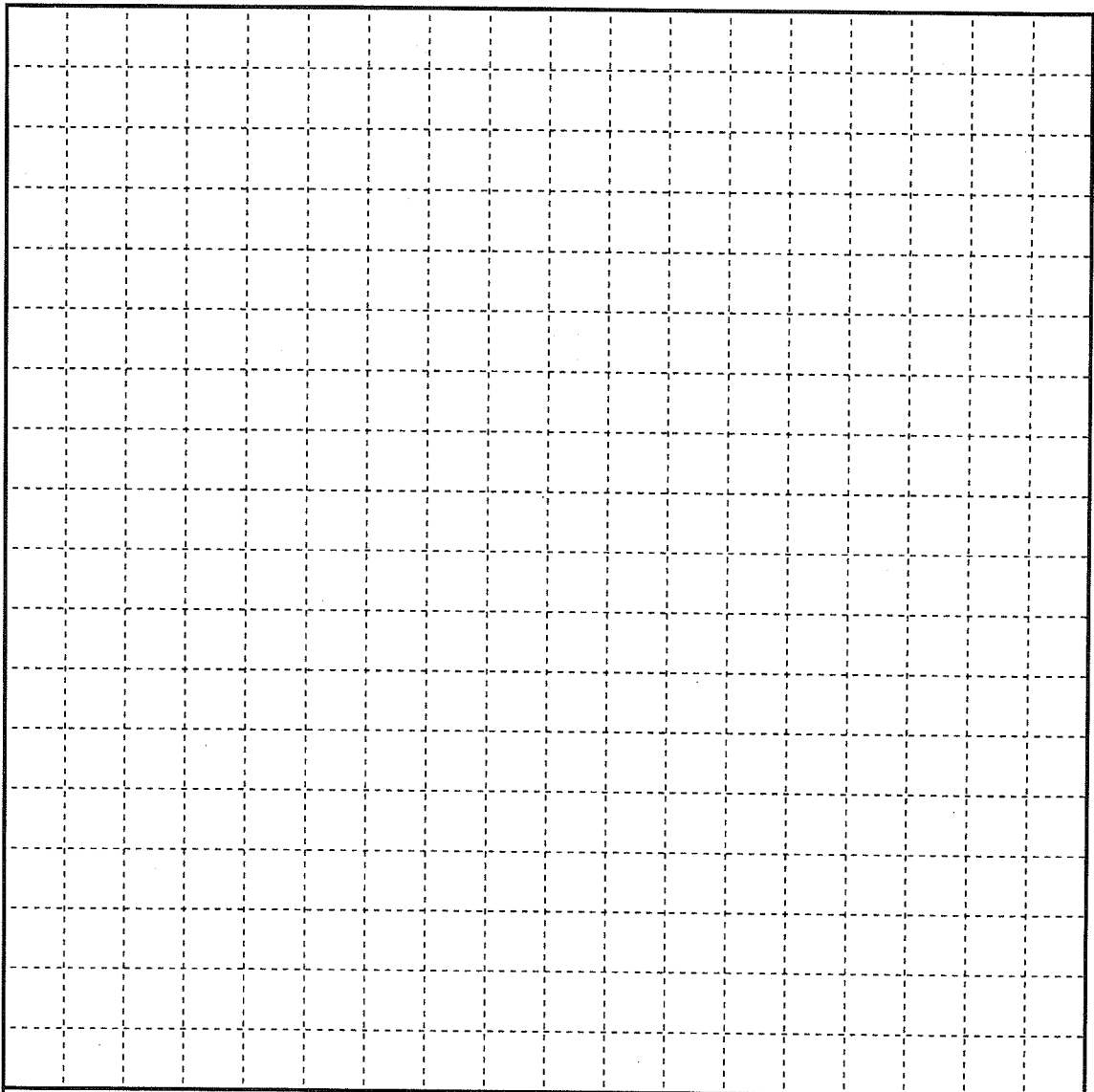
[illegible]

北面

[illegible]

小屋組現況図

凡例 ×：蟻害箇所 △：蟻道・蟻土 ⊗：腐朽箇所 ⊕：菌糸 ⊕：子実体



特記事項

Blank area for special notes.

写真貼付欄

小屋裏

写真 5	写真 6
蟻害箇所（北側桁）	腐朽箇所（垂木）

外壁

写真 7	写真 8
変色箇所（西面）	腐朽箇所（北面）

写真貼付欄

外観

写真 1	写真 2
建物全体（北東より）	建物全体（南面）

床下

写真 3	写真 4
腐朽箇所（台所）	蟻害箇所（納戸土台）

日経ホームビルダー掲載の記事の訂正について

日経ホームビルダー（2003.2）に掲載された広告企画「多様化する白アリ対策」の記事の中に、事実と反し社会一般に非常に誤った誤解を与える内容の記事があるとの指摘があり、正・副会長及び薬剤業委員会で再三協議を重ねた結果、日経BP社に対し、事実と反する記事については訂正を、また、誤解を招きやすい不正確な表現については協会が作成したコメントをつけた訂正記事の掲載を強く申入れ抗議した。

その結果、平成15年2月27日東京厚生年金会館に日経BP社の出席を求め、正・副会長及び薬剤業委員会同席のもと協議がなされ、最終的には、別添の「訂正とお詫び」を日経ホームビルダー（2003.4）に掲載することとなった。

訂 正 と お 詫 び

本誌2003年2月号の広告企画「多様化する白アリ対策」の90ページの文章中に誤りがありました。次のように訂正してお詫びします。

文章中の「ピレスロイド」はすべて「ピレスロイド系化合物」です。2段目14・15行目「クロルピリホス同等以上の防蟻防腐効果がある」は「クロルピリホス同等以上の防蟻効果がある」、4段目17行目「保証書が協会から発行される」は「保証書が会社から発行される」です。

なお、(社)日本しろあり対策協会から、ピレスロイド系化合物について次の見解が寄せられています。

「当協会で認定登録している薬剤は、専門家を委員とする日本木材保存剤審査機関が審査して優良と判定されたものを対象に、当協会の薬剤等認定委員会が特に人に対する安全性、吸入毒性、生体内代謝、代謝物の毒性、薬理学的特性、次世代に及ぼす影響などを精査し、必要に応じて資料の提出を求め、慎重な検討を経て認定しています。当協会では、認定登録した薬剤に優劣の差はつけておりません。現在認定登録しているピレスロイド系化合物は、わが国では負の評価はなく、将来、規制物質に加わる可能性もほとんどないと当協会は認識しています」

しろあり防除薬剤認定一覧

(土壌処理剤)

(H. 15. 4. 1 現在)

認定 No.	商 品 名	指定濃度	希釈剤	主 成 分 の 組 成	製 造 業 者
3128	タケダバリサイド乳剤	30倍	水	ホキシム, オクタクロロジプロピルエーテル, 界面活性剤, 石油系溶剤	日本エンバイロケミカルズ(株)
3159	ACC ドライト G 乳剤	10倍	水	テトラクロロリンホス, 乳化剤, フェノール, 石油系混合溶剤	ビーエーエスエフアグロ(株)
3195	クリーンバリヤ LT	クリーンバリヤ 主剤		主剤: 酢ビ樹脂, 硬化剤: ポリウレタン樹脂	(株)日本衛生センター
3196	クリーンバリヤ PX	クリーンバリヤ 主剤		主剤: ホキシム酢ビ樹脂, 硬化剤: ポリウレ タン樹脂	(株)日本衛生センター
3206	粒状ターマイトキ ラスベシヤル	原粒	—	テトラクロロリンホス, ノニオン, アニオン 系分散剤, 湿展剤, 粒状鉱物	ケミプロ化成(株)
3218	カレート [®] MC	12.5倍	水	フェニトロチオン, ポリウレタン系樹脂, アラビアゴム, ケイ酸アル ミニウムマグネシウム, キサンタンガム, プロキセルGXL, 精製水	住友化学工業(株)
3219	ケミホルツカレート [®] MC	12.5倍	水	〃	ケミホルツ(株)
3222	コダマカレート [®] MC	12.5倍	水	〃	児玉化学工業(株)
3223	シントーカレート MC	12.5倍	水	〃	シントーファイン(株)
3224	マルカカレート MC	12.5倍	水	〃	大 阪 化 成 (株)
3226	トーヨーカレート [®] MC	12.5倍	水	〃	ケミプロ化成(株)
3227	フマキラーカレート MC	12.5倍	水	〃	フ マ キ ラー (株)
3228	ユーコーカレート MC	12.5倍	水	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3238	金鳥カレート MC	12.5倍	水	〃	大日本除虫菊(株)
3269	三共ロングラール乳 剤40 F	40倍	水	プロベタンホス, オクタクロロジプロピルエ ーテル, 乳化剤, グリコール系溶剤	三共ライフテック(株)
3274	フマキラーロング ラール乳剤 FL	40倍	水	〃	フ マ キ ラー (株)
3285	ケミホルツターマイ ト TM720	20倍	水	4-プロモ-2,5-ジクロロフェノール, オクタクロロ ジプロピルエーテル, 界面活性剤, 石油系溶剤	ケミホルツ(株)
3292	ザオール [®] FL	15倍	水	トラロメトリンフロアブル製剤, オクタクロロジプロピ ルエーテル, 分散剤, 増粘剤, 安定化剤, 精製水	住友化学工業(株)
3297	サンヨーシロネン乳剤	20倍	水	シラフルオフエン, オクタクロロジプロピル エーテル, 乳化剤, 石油系溶剤	(株) ザ イ エ ン ス
3303	シントーザオール [®] FL	15倍	水	トラロメトリン, オクタクロロジプロピルエー テル, 分散剤, 増粘剤, 安定化剤, 精製水	シントーファイン(株)
3304	ユーコーザオール [®] FL	15倍	水	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3305	三共メトロフェン乳剤	40倍	水	エトフェンプロックス, オクタクロロジプロピルエー テル, 乳化剤(アニオン及びノニオン系), 石油系溶剤	三共ライフテック(株)
3306	サンヨーマメトロフェ ン乳剤	40倍	水	〃	(株) ザ イ エ ン ス
3307	メトロフェン乳剤	40倍	水	〃	三 井 化 学 (株)
3311	ケミホルツメトロフ エン乳剤	40倍	水	〃	ケミホルツ(株)
3312	モクボーメトロフェ ン乳剤	40倍	水	〃	大日本木材防腐(株)
3332	ホルサー乳剤	40倍	水	ペルメトリン, MGK264, 乳化剤, 石油系溶剤	住友化学工業(株)
3334	シントーホルサー乳剤	40倍	水	〃	シントーファイン(株)
3336	ユーコーホルサー乳剤	40倍	水	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3337	フマキラーホルサー 乳剤	40倍	水	〃	フ マ キ ラー (株)
3339	アベンティストップ エース乳剤	30倍	水	シラフルオフエン, オクタクロロジプロピル エーテル, 乳化剤, 石油系溶剤	バイエルクロップ サ イ エ ン ス (株)
3340	金鳥シロネン乳剤 S	30倍	水	〃	大日本除虫菊(株)
3341	ケミホルツトップ エース乳剤	30倍	水	〃	ケミホルツ(株)
3342	ユーコートトップエ ース乳剤	30倍	水	シラフルオフエン, オクタクロロジプロピル エーテル, 乳化剤, 石油系溶剤	有 恒 薬 品 工 業 (株)

認定 No.	商 品 名	指定濃度	希釈剤	主 成 分 の 組 成	製 造 業 者
3345	マレニットトップ エース乳剤	30倍	水	シラフルオフェン, オクタクロロジプロピル エーテル, 乳化剤, 石油系溶剤	日本マレニット(株)
3346	バクトップMC	20倍	水	フェノブカルブ, カプセル皮膜, 分散剤, 増 粘剤, 安定化剤, 石油系液剤, 精製水	住友化学工業(株)
3347	ユーコーバクトップ MC	20倍	水	〃	有恒薬品工業(株)
3348	フマキラーバクトッ プMC	20倍	水	〃	フ マ キ ラー (株)
3349	シントーバクトップ MC	20倍	水	〃	シントーファイン(株)
3350	コダマバクトップMC	20倍	水	〃	児玉化学工業(株)
3352	ケミプロシロネン乳 剤S	30倍	水	シラフルオフェン, オクタクロロジプロピル エーテル, 乳化剤, 石油系溶剤	ケミプロ化成(株)
3354	サンヨーシロネン乳 剤S	30倍	水	〃	(株) ザ イ エ ンス
3355	コシイシロネン乳剤S	30倍	水	〃	(株)コシイプレザービング
3359	ハチクサンFL	200倍	水	イミダクトブリド, 凍結防止剤, 界面活性剤(ア ニオン及びノニオン系), 水	バイエルクロップ サ イ エ ンス (株)
3360	アリピレス乳剤	100倍	水	ビフェントリン, 界面活性剤, 芳香族系溶剤, グリコールエーテル系溶剤	石原バイオサイエンス(株)
3361	ニチノーアリピレス 乳剤	100倍	水	〃	日 本 農 薬 (株)
3362	ケミホルツアリピレ ス乳剤	100倍	水	〃	ケ ミ ホ ル ツ (株)
3363	コシイアリピレス乳剤	100倍	水	〃	(株)コシイプレザービング
3364	ケミプロアリピレス 乳剤	100倍	水	〃	ケミプロ化成(株)
3366	サンヨーアリピレス 乳剤	100倍	水	〃	(株) ザ イ エ ンス
3367	モクボーアリピレス 乳剤	100倍	水	〃	大日本木材防腐(株)
3368	ユーコーアリピレス 乳剤	100倍	水	〃	有恒薬品工業(株)
3370	ホルサー EW	40倍	水	ペルメトリン, MGK264, 界面活性剤, 精製水	住友化学工業(株)
3375	フマキラーホルサー EW	40倍	水	〃	フ マ キ ラー (株)
3376	BE-200	200倍	水	ビフェントリン, 界面活性剤 (アニオン・ノ ニオン系), グリコールエーテル系溶剤	ケミプロ化成(株)
3378	明治メトロフェン乳剤	40倍	水	エトフェンプロックス, オクタクロロジプロピルエー テル, 乳化剤 (アニオン及びノニオン系), 石油系溶剤	明治薬品工業(株)
3389	エコロフェン乳剤	75倍	水	エトフェンプロックス, 界面活性剤, 芳香族 系溶剤	三 井 化 学 (株)
3390	サンヨーエコロフェ ン乳剤	75倍	水	〃	(株) ザ イ エ ンス
3391	フマキラーエコロフ ェン乳剤	75倍	水	〃	フ マ キ ラー (株)
3392	マルカシロネン乳剤S	30倍	水	シラフルオフェン, オクタクロロジプロピル エーテル, 界面活性剤, 石油系溶剤	大 阪 化 成 (株)
3393	トーヨーピレス乳剤250	250倍	水	ビフェントリン, 界面活性剤(ノニオン・アニ オン系), 石油系溶剤	ケミプロ化成(株)
3394	白アリスーパートッ プエース乳剤	30倍	水	シラフルオフェン, オクタクロロジプロピル エーテル, 乳化剤, 石油系溶剤	(株)吉田製油所
3396	シントーアリピレス NB乳剤	100倍	水	ビフェントリン, 界面活性剤, 石油系溶剤, 水	シントーファイン(株)
3397	アリピレスME	100倍	水	ビフェントリン, 界面活性剤, 芳香族系溶剤, 着色剤, 水	石原バイオサイエンス(株)
3398	ニチノーアリピレス ME	100倍	水	〃	日 本 農 薬 (株)
3399	アリデン乳剤-E	40倍	水	エトフェンプロックス, IBTE, 界面活性剤, 石油系溶剤	三共ライフテック(株)
3401	ヤシマアリピレス乳 剤	100倍	水	ビフェントリン, 界面活性剤, 芳香族系溶剤	ヤ シ マ 産 業 (株)
3403	ファスタック SC	200倍	水	アルファシペルメトリン, 乳化剤, 増粘剤, 凍結防止剤, 水等	ビーエーエスエフアグロ(株)
3405	モクボーファスタッ クSC	200倍	水	〃	大日本木材防腐(株)
3407	キルメットCY-100 乳剤	100倍	水	シフルトリン, 界面活性剤, 高沸点石油系芳 香族・脂防族系溶剤	日本エンバイロケミカルズ(株)

認定 No.	商 品 名	指定濃度	希釈剤	主 成 分 の 組 成	製 造 業 者
3408	シントーサイゴー乳 剤	50倍	水	ベルメトリン，界面活性剤，天然香料，石油 系溶剤	シントーファイン(株)
3409	アリピレス ME2	40倍	水	ビフェントリン，界面活性剤，芳香族系溶剤， グリコール系溶剤，着色剤，苦味催吐剤，水	石原バイオサイエンス(株)
3410	ニチノーアリピレス ME2	40倍	水	〃	日 本 農 薬 (株)
3411	ドルガード S 粒剤	原粒	—	ビフェントリン，鉍物質粒基剤，界面活性剤， 有機溶剤	日 本 農 薬 (株)
3412	コシイシロネン乳剤 A	100倍	水	シラフルオフエン，乳化剤，長鎖アルキルグ リコールエーテル，水	(株)コシイブレザービング
3414	アリコロパー E 乳剤	50倍	水	ベルメトリン，界面活性剤，天然香料，石油 系溶剤	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3416	フマキラーシロアリ 乳剤 PM	50倍	水	〃	フ マ キ ラ ー (株)
3417	トップエース 乳 剤 EW	100倍	水	シラフルオフエン，乳化剤，長鎖グリコール エーテル，水	バイエルクロップ サ イ エ ン ス (株)
3418	ララップ MC	100倍	水	d-d-T-シフェノトリン，膜物質（ポリウレタン系樹脂）， 増粘剤（有機および無機系），防腐剤（チアゾリン系）	住 友 化 学 工 業 (株)
3419	ケミホルツララップ MC	100倍	水	〃	ケ ミ ホ ル ツ (株)
3421	三共ララップ MC	100倍	水	〃	三共ライフテック(株)
3423	フマキラーララップ MC	100倍	水	〃	フ マ キ ラ ー (株)
3424	コダマララップ MC	100倍	水	〃	児 玉 化 学 工 業 (株)
3425	シントーララップ MC	100倍	水	〃	シントーファイン(株)
3426	ユーコーララップ MC	100倍	水	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3427	アリピレス FL	150倍	水	ビフェントリン，界面活性剤（ノニオン，ア ニオン系），増粘剤，凍結防止剤，消泡剤，水	石原バイオサイエンス(株)
3429	ユーコーアリピレス FL	150倍	水	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3430	サンヨーアリピレス FL	150倍	水	〃	(株) ザ イ エ ン ス
3432	トラッカー EW	100倍	水	トラロメトリン MUP，アニオン系及びノニオン系混合界面活性剤， ノニオン系界面活性剤，凍結防止剤，酸化防止剤，香料，水	バイエルクロップ サ イ エ ン ス (株)
3433	トラッカー乳剤	100倍	水	トラロメトリン MUP，アニオン系及びノニオン 系混合界面活性剤，芳香族系溶剤，酸化防止剤	バイエルクロップ サ イ エ ン ス (株)
3434	三共アリエル S 懸 濁剤	40倍	水	アセタミプリド，シラフルオフエン，IBTE， 界面活性剤，凍結防止剤，精製水	三共ライフテック(株)
3435	三共アリエル S 懸 濁剤 5	100倍	水	〃	三共ライフテック(株)
3436	ファーストガード MP	5 倍	水	カプリン酸，ヒバ中性油，ウコン，分散剤（天 然物系），固着防止剤，安定剤，胆体	日本エンバイロケミカルズ(株)
3437	白アリスーパー EW	100倍	水	トラロメトリン，MUP（溶剤），混合界面活 性剤，凍結防止剤，酸化防止剤，香料，水	(株) 吉 田 製 油 所
3438	ユーコートラッカー EW	100倍	水	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3439	ポリイワニット ト ラッカー乳剤	100倍	水	トラロメトリン，MUP（溶剤），混合界面活 性剤，凍結防止剤，酸化防止剤	岩 崎 産 業 (株)
3440	フマキラー トラッ カー乳剤	100倍	水	〃	フマキラー・トータル シ ス テ ム (株)
3441	ケミホルツ トラッ カー乳剤	100倍	水	〃	ケ ミ ホ ル ツ (株)
3442	ユーコー ト ラッ カー乳剤	100倍	水	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3443	白アリスーパー乳剤	100倍	水	〃	(株) 吉 田 製 油 所
3444	明治アリピレス FL	150倍	水	ビフェントリン，界面活性剤，増粘剤，凍結 防止剤，消泡剤，水	明 治 薬 品 工 業 (株)
3445	明治アリピレス乳剤	100倍	水	ビフェントリン，界面活性剤，芳香族系溶剤， グリコールエーテル系溶剤	明 治 薬 品 工 業 (株)
3446	ピレス粒剤	原粒	—	ビフェントリン，着色剤，石油系溶剤，天然 鉍物質	ケ ミ プ ロ 化 成 (株)
3447	ターミダグ S 粒剤	原粒	—	ビフェントリン，着色剤，石油系溶剤，天然 鉍物質	石原バイオサイエンス(株)
3448	ガードストーン	原粒	—	ビフェントリン，グリコール系溶剤，着色剤， 鉍物質基剤，ゼオライト	日 本 農 薬 (株)
3449	グレネード MC	125倍	水	フィプロニル，プラレトリン，増粘剤，エス テル系溶剤，尿素系溶剤，防腐剤，精製水	バイエルクロップ サ イ エ ン ス (株)

認定 No.	商 品 名	指定濃度	希釈剤	主 成 分 の 組 成	製 造 業 者
3450	ユーコー グレネード MC	125倍	水	フィプロニル, プラレトリン, 増粘剤, エステル系溶剤, 尿素系溶剤, 防腐剤, 精製水	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3451	住友 グレネード MC	125倍	水	〃	住 友 化 学 工 業 (株)
3452	フマキラー グレネード MC	125倍	水	〃	フマキラー・トータル シ ス テ ム (株)
3453	コダマ グレネード MC	125倍	水	〃	児 玉 化 学 工 業 (株)
3454	ニチノー グレネード MC	125倍	水	〃	日 本 農 薬 (株)
3455	サンヨー グレネード MC	125倍	水	〃	(株) ザ イ エ ン ス
3456	三共 グレネード MC	125倍	水	〃	三共ライフテック(株)
3457	シントー グレネード MC	125倍	水	〃	シントーファイン(株)
3458	ケミホルツ グレネード MC	125倍	水	〃	ケ ミ ホ ル ツ (株)
3459	コシイ グレネード MC	125倍	水	〃	(株)コシイブレーピング
3460	タケロック MC 50	50倍	水	クロチアニジン, カプセル皮膜, アルコール系分散剤, 天然系増粘剤, 溶剤, 精製水	日本エンバイロケミカルズ(株)
3461	ポリイワニット SG 乳剤	50倍	水	ベルメトリン, 界面活性剤 (ノニオン, アニオン系), 天然香料, 石油系溶剤 (芳香族系, 飽和炭化水素系)	岩 崎 産 業 (株)
3462	フマキラー シロアリ粒剤 PM	原粒	—	ベルメトリン, 展着剤, 石油系溶剤, 緑色染料, 多孔質天然鉱物	フ マ キ ラー (株)
3463	バラタック粒剤	原粒	—	〃	児 玉 化 学 工 業 (株)
3464	シントー サイゴ粒剤	原粒	—	〃	シントーファイン(株)
3465	アリコロパー E 粒剤	原粒	—	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
3466	明治トラッカー乳剤	100倍	水	トラロメトリン MUP, アニオン系及びノニオン系混合界面活性剤, 芳香族系溶剤, 酸化防止剤	明 治 薬 品 工 業 (株)
3467	アリハッケン TE	100倍	水	〃	大 阪 化 成 (株)
3468	白アリパンチ乳剤 100	100倍	水	〃	泉 商 事 (株)
3469	アリハッケン TW	100倍	水	トラロメトリン MUP, アニオン系及びノニオン系混合界面活性剤, ノニオン系界面活性剤, 凍結防止剤, 酸化防止剤, 香料, 水	大 阪 化 成 (株)
3470	ステルス SC	200倍	水	クロルフェナビル, 凍結防止剤, 増粘剤, 水, 分散剤等 (アニオン系ノニオン系界面活性剤)	ビーエーエスエフアグロ(株)
3471	金鳥シロネン乳剤 A	100倍	水	シラフルオフエン, ノニオン系界面活性剤, グリコールエーテル, 水	大 日 本 除 虫 菊 (株)
3472	シントーシロネン乳剤 S	30倍	水	シラフルオフエン, オクタクロロジプロピルエーテル, 乳化剤 (アニオン系, ノニオン系), 石油系溶剤 (灯油)	シントーファイン(株)
3473	シントートラッカー乳剤	100倍	水	トラロメトリン, 乳化剤 (アニオン系, ノニオン系混合物), 酸化防止剤, 石油系溶剤 (芳香族系溶剤)	シントーファイン(株)
3474	ヤシマグレネード MC	125倍	水	フィプロニル, プラレトリン, 増粘剤 (天然多糖類), エステル系溶剤, 尿素系樹脂, 防腐剤, 精製水	ヤ シ マ 産 業 (株)
3475	ミケブロック	100倍	水	ジノテフラン, アニオン系界面活性剤, グリコール系溶剤, 鉱物類, 有機塩類, 食用青色系色素, 天然物系増量剤	三 井 化 学 (株)

(予防駆除剤A)

認定 No.	商 品 名	指定濃度	希釈剤	主 成 分 の 組 成	製 造 業 者
7017	コダバリア油剤	原液	—	ホキシム, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 石油系溶剤	児玉化学工業(株)
7020	三共バリサイド油剤N	原液	—	〃	三共ライフテック(株)
7021	アリアンチ油剤N	原液	—	〃	三共ライフテック(株)
7026	白アリパンチ	原液	—	〃	泉 商 事 (株)
7027	アリンコS	原液	—	ホキシム, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 染料, 石油系溶剤	泉 商 事 (株)
7088	三共ロングラール油剤N	原液	—	プロベタンホス, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 石油系溶剤	三共ライフテック(株)
7096	コダマカレート [®] 油剤	原液	—	ベルメトリン, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 石油系溶剤	児玉化学工業(株)
7097	ケミホルツカレート油剤	原液	—	〃	ケ ミ ホ ル ツ (株)
7098	カレート [®] 油剤	原液	—	〃	住友化学工業(株)
7099	三共カレート油剤N	原液	—	〃	三共ライフテック(株)
7101	シントーカレート油剤	原液	—	〃	シントーファイン(株)
7103	金鳥カレート [®] 油剤	原液	—	〃	大日本除虫菊(株)
7106	マルカカレート油剤N	原液	—	〃	大 阪 化 成 (株)
7108	ザオール [®] 油剤	原液	—	トラロメトリン, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 石油系溶剤	住友化学工業(株)
7115	キシラモン TR-N	原液	—	バッサ, プロポキサール, キシラザンAL, キシラザンB, アルキッド樹脂, 石油系炭化水素	日本エンバイロケミカルズ(株)
7122	三共メトロフェン油剤	原液	—	エトフェンブロックス, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 石油系溶剤	三共ライフテック(株)
7124	メトロフェン油剤	原液	—	〃	三 井 化 学 (株)
7125	コシイシロネン油剤	原液	—	シラフルオフエン, サンプラス, オクタクロロジプロピルエーテル, 特殊溶剤(SS-50), 石油系溶剤	(株)コシイブレザービング
7126	ケミプロシロネン油剤	原液	—	〃	ケ ミ プ ロ 化 成 (株)
7127	金鳥シロネン油剤	原液	—	〃	大日本除虫菊(株)
7128	マルカシロネン油剤	原液	—	〃	大 阪 化 成 (株)
7134	ケミホルツメトロフェン油剤	原液	—	エトフェンブロックス, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 石油系溶剤	ケ ミ ホ ル ツ (株)
7135	モクボーメトロフェン油剤	原液	—	〃	大日本木材防腐(株)
7136	ケミホルツヘキサイドH油剤	原液	—	4-ブromo-2,5-ジクロフェノール, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 有機溶剤	ケ ミ ホ ル ツ (株)
7142	アリダンヘキサイドH乳剤	9 倍	水	BDCP, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 界面活性剤, 有機溶媒	フクビ化学工業(株)
7147	ケミホルツトップエース油剤	原液	—	シラフルオフエン, サンプラス, オクタクロロジプロピルエーテル, 特殊溶剤(SS-50), 石油系溶剤	ケ ミ ホ ル ツ (株)
7150	ホルサー油剤	原液	—	ベルメトリン, IPBC, MGK264 (共力剤), 石油系溶剤	住友化学工業(株)
7153	シントーホルサー油剤	原液	—	〃	シントーファイン(株)
7154	フマキラーホルサー油剤	原液	—	〃	フ マ キ ラー (株)
7155	ユーコーホルサー油剤	原液	—	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
7156	ハチクサン油剤	原液	—	イミダグドブリド, サンプラス, 特殊溶剤(SS-50), 石油系溶剤	バイエルクロップサイエンス(株)
7157	アリピレス油剤	原液	—	ビフェントリン, IPBC, 特殊補助溶剤, 石油系溶剤	石原バイオサイエンス(株)
7159	ニチノーアリピレス油剤	原液	—	〃	日 本 農 薬 (株)
7160	ケミプロアリピレス油剤	原液	—	〃	ケ ミ プ ロ 化 成 (株)
7161	ケミホルツアリピレス油剤	原液	—	〃	ケ ミ ホ ル ツ (株)

認定 No.	商 品 名	指定濃度	希釈剤	主 成 分 の 組 成	製 造 業 者
7162	コシイアリピレス油剤	原液	—	ビフェントリン, IPBC, 特殊補助溶剤, 石油系溶剤	(株)コシイブレザービング
7164	シントーアリピレス油剤	原液	—	〃	シントーファイン(株)
7165	サンヨーアリピレス油剤	原液	—	〃	(株)ザイエンス
7166	モクボーアリピレス油剤	原液	—	〃	大日本木材防腐(株)
7169	ケミホルツヘキサイドH乳剤	10倍	水	DCP, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤 (SS-50), 界面活性剤, 有機溶媒	ケミホルツ(株)
7175	明治メトロフェン油剤	原液	—	エトフェンブロックス, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 特殊溶剤 (SS-50), 石油系溶剤	明治薬品工業(株)
7182	白アリスーパートップエース油剤	原液	—	シラフルオフェン, サンプラス, オクタクロロジプロピルエーテル, 石油系溶剤	(株)吉田製油所
7189	フマキラーエコロフェン油剤	原液	—	エトフェンブロックス, IPBC, 特殊溶剤, 石油系溶剤	フマキラー(株)
7197	フマキラーエコロフェンW	10倍	水	エトフェンブロックス, IPBC, 固着剤, 界面活性剤, グリコール系溶剤, 水	フマキラー(株)
7198	サンヨーエコロフェンW	10倍	水	〃	(株)ザイエンス
7199	エコロフェンW	10倍	水	〃	三井化学(株)
7201	ハチクサン20WE/AC	20倍	水	イミダクロプリド, シプロコナゾール, グリコール系溶剤, アルキッド樹脂系固着安定剤, 界面活性剤, 石油系溶剤	バイエルクロップサイエンス(株)
7202	ハチクサン20WE/TC	20倍	水	〃	ケミプロ化成(株)
7203	ピレス30WE	30倍	水	ビフェントリン, シプロコナゾール, グリコール系溶剤, アルキッド樹脂系固着安定剤, 界面活性剤, 石油系溶剤	ケミプロ化成(株)
7204	アリピレス30WE	30倍	水	〃	石原バイオサイエンス(株)
7206	フマキラーエコロフェン油剤A	原液	—	エトフェンブロックス, IPBC, 固着剤, 石油系溶剤	フマキラー(株)
7207	エコロフェン油剤	原液	—	〃	三井化学(株)
7209	ハチクサン油剤C/AC	原液	—	イミダクロプリド, シプロコナゾール, アルキッド樹脂系固着安定剤, 石油系溶剤	バイエルクロップサイエンス(株)
7211	ピレス油剤	原液	—	ビフェントリン, シプロコナゾール, アルキッド樹脂系固着安定剤, 石油系溶剤	ケミプロ化成(株)
7213	シントーアリベル油剤	原液	—	アセタミプリド, シプロコナゾール, 石油系溶剤	シントーファイン(株)
7215	アリデン油剤-E	原液	—	エトフェンブロックス, IBTE, シプロコナゾール, 石油系溶剤	三共ライフテック(株)
7216	アリデン乳剤-EC	20倍	水	エトフェンブロックス, IBTE, シプロコナゾール, 界面活性剤, 石油系溶剤	三共ライフテック(株)
7217	アリデン乳剤-ES	20倍	水	エトフェンブロックス, IBTE, サンプラス, 界面活性剤, 石油系溶剤	三共ライフテック(株)
7218	サンヨーエコロフェン油剤C	原液	—	エトフェンブロックス, シプロコナゾール, 固着剤, 石油系溶剤	(株)ザイエンス
7219	サンヨーエコロフェンCW	30倍	水	エトフェンブロックス, シプロコナゾール, 固着剤, 界面活性剤, 石油系溶剤	(株)ザイエンス
7226	エコロフェン油剤	原液	—	エトフェンブロックス, シプロコナゾール, 固着剤, 石油系溶剤	三井化学(株)
7227	エコロフェンCW	30倍	水	エトフェンブロックス, シプロコナゾール, 固着剤, 界面活性剤, 石油系溶剤	三井化学(株)
7228	キシラモンエース	原液	—	シフルトリン, アザコナゾール, サンプラス, 特殊溶剤(グリコール系溶剤), 固着剤(合成樹脂), 浸透剤(高沸点炭化水素)	日本エンバイロケミカルズ(株)
7229	コシイシロネン油剤A	原液	—	シラフルオフェン, IPBC, 固着剤, 石油系有機溶剤	(株)コシイブレザービング
7231	アリピレス20W乳剤	20倍	水	ビフェントリン, IPBC, テブコナゾール, 界面活性剤, グリコール系溶剤, 水	石原バイオサイエンス(株)
7232	ニチノーアリピレス20W乳剤	20倍	水	ビフェントリン, IPBC, テブコナゾール, 界面活性剤, グリコール系溶剤, 水	日本農薬(株)
7234	シントーアリピレス20W乳剤	20倍	水	〃	シントーファイン(株)
7236	コシイアリピレス20W乳剤	20倍	水	〃	(株)コシイブレザービング
7237	モクボーアリピレス20W乳剤	20倍	水	〃	大日本木材防腐(株)
7238	サンヨーアリピレス20W乳剤	20倍	水	〃	(株)ザイエンス
7241	フマキラーエコロフェン油剤C	原液	—	エトフェンブロックス, シプロコナゾール, 固着剤, 石油系溶剤	フマキラー(株)

認定 No.	商 品 名	指定濃度	希釈剤	主 成 分 の 組 成	製 造 業 者
7242	フマキラーエコロフ エン CW	30倍	水	エトフェンブロックス, シプロコナゾール, 固着剤, 界面活性剤, 石油系溶剤	フ マ キ ラー (株)
7243	イカリテルメスオイ ル-E	原液	—	エトフェンブロックス, IPTE, シプロコナゾ ール, 石油系溶剤	イ カ リ 消 毒 (株)
7244	ヤシマアリピレス油 剤	原液	—	ビフェントリン, IPBC, 特殊補助溶剤, 石油 系溶剤	ヤ シ マ 産 業 (株)
7245	白アリパンチ NS	原液	—	エトフェンブロックス, IBTE, シプロコナゾ ール, 石油系溶剤	泉 商 事 (株)
7246	ハチクサン SL	20倍	水	イミダクロプリド, シプロコナゾール, イソチアゾリン, 安定・固着剤アクリル 系モノマー, アルコール系及び窒素含有系溶剤, ノニオン系界面活性剤	バイエルクロップ サ イ エ ン ス (株)
7247	JC ハチクサン SL	20倍	水	〃	日 本 カ ー リ ッ ト (株)
7248	明治アリベル油剤	原液	—	アセタミプリド, シプロコナゾール, 石油鎖 状系溶剤	明 治 薬 品 工 業 (株)
7249	サンヨー シロネン 油剤 C	原液	—	シラフルオフェン, シプロコナゾール, 安定 剤・固着剤, 溶剤	(株) ザ イ エ ン ス
7250	アリゾール CS	原液	—	〃	大日本木材防腐(株)
7251	アベンティス トップ ブエース 油剤 C	原液	—	〃	バイエルクロップ サ イ エ ン ス (株)
7252	コダマ トップエー ス 油剤 C	原液	—	〃	児 玉 化 学 工 業 (株)
7253	白アリスーパー-21	原液	—	〃	(株) 吉 田 製 油 所
7254	金鳥シロネン油剤 C	原液	—	〃	大 日 本 除 虫 菊 (株)
7255	アベンティス トップ ブエース 油剤 P	原液	—	シラフルオフェン, IPBC, 高級脂肪酸エステル系ア クリル樹脂, グリコール系溶剤, 石油系溶剤	バイエルクロップ サ イ エ ン ス (株)
7256	白アリ スーパート ップエース P	原液	—	〃	(株) 吉 田 製 油 所
7257	明治アリピレス油剤	原液	—	ビフェントリン, シプロコナゾール, 特殊補 助溶剤, 石油系溶剤	明 治 薬 品 工 業 (株)
7258	ユー コー トップ エース 油剤 P	原液	—	シラフルオフェン, IPBC, 高級脂肪酸エステル系ア クリル樹脂, グリコール系溶剤, 石油系溶剤	有 恒 薬 品 工 業 (株)
7259	ケミホルツ トップ エース 油剤 P	原液	—	〃	ケ ミ ホ ル ツ (株)
7260	金鳥シロネン油剤 P	原液	—	〃	大 日 本 除 虫 菊 (株)
7261	マレニット トップ エース 油剤 P	原液	—	シラフルオフェン, シプロコナゾール, 高級脂肪酸エス テル系アクリル樹脂, グリコール系溶剤, 石油系溶剤	日 本 マ レ ニ ッ ト (株)
7262	エバーウッド 乳剤 PC 30 W	30倍	水	ペルメトリン, シプロコナゾール, 固着剤 (アル キッド樹脂), 乳化剤, 溶剤	シントーファイン(株)
7264	コシイ シロネン油 剤 P	原液	—	シラフルオフェン, IPBC, 高級脂肪酸エステル系ア クリル樹脂, グリコール系溶剤, 石油系溶剤	(株)コシイプレザービング
7265	ケミプロ シロネン 油剤 C	原液	—	シラフルオフェン, シプロコナゾール, 高級脂肪酸エス テル系アクリル樹脂, グリコール系溶剤, 石油系溶剤	ケ ミ プ ロ 化 成 (株)
7266	コシイ シロネン油 剤 C	原液	—	シラフルオフェン, IPBC, 高級脂肪酸エステル系ア クリル樹脂, グリコール系溶剤, 石油系溶剤	(株)コシイプレザービング
7267	サンヨー エコロフ エン油剤	原液	—	エトフェンブロックス, IPBC, アルキッド樹 脂系固着剤, 脂肪酸系石油系溶剤	(株) ザ イ エ ン ス
7268	エクスマン木部処理 乳剤 C	30倍	水	ベルメトリン, シプロコナゾール, アルキッド系樹脂, ノニ オン系界面活性剤, グリコール系溶剤, アルコール系溶剤	住 友 化 学 工 業 (株)
7269	アリコロパー E 乳 剤 A	30倍	水	〃	有 恒 薬 品 工 業 (株)
7270	タケロック 3 W	3 倍	水	クロチアニジン, プロピコナゾール, IPBC, ノニオン系界面活性剤, 植物性油脂, 溶剤	日本エンバイロケミカルズ(株)
7271	キシラモントラッド	原液	—	クロチアニジン, プロピコナゾール, テブコ ナゾール, 固着剤 (合成樹脂), 溶剤	日本エンバイロケミカルズ(株)
7272	ポリイワニットトッ プエース油剤	原液	—	シラフルオフェン, シプロコナゾール, 安定剤・ 固着剤 (高級脂肪酸エステル系石油樹脂), 溶剤	岩 崎 産 業 (株)
7273	トラッカー-50EW-A	50倍	水	トラロメトリン MUP, シプロコナゾール, アクリル 系樹脂エマルジョン, ノニオン系界面活性剤	有 恒 薬 品 工 業 (株)
7274	アリンコ S 油剤 C	原液	—	シラフルオフェン, シプロコナゾール, 高級脂肪酸エス テル系石油樹脂, グリコール系溶剤, 石油系溶剤	泉 商 事 (株)
7275	シントーシロネン油 剤 C	原液	—	シラフルオフェン, シプロコナゾール, 高級脂肪酸エス テル系石油樹脂, 溶剤 (グリコール系, 脂肪酸炭化水素系溶剤)	シントーファイン(株)
7276	アクアアリゾール	18倍	水	トラメトリン MUP, シプロコナゾール, カチオン系及 びノニオン系混合界面活性剤, アルコール系溶剤, 水	大日本木材防腐(株)
7277	水性白アリスーパー	18倍	水	トラメトリン MUP, シプロコナゾール, カチオン系及 びノニオン系混合界面活性剤, アルコール系溶剤, 水	(株) 吉 田 製 油 所
7278	アクアトラッカー	18倍	水	トラメトリン MUP, シプロコナゾール, カチオン系及 びノニオン系混合界面活性剤, アルコール系溶剤, 水	バイエルクロップ サ イ エ ン ス (株)

(予防駆除剤B)

認定 No.	商 品 名	指定濃度	希釈剤	主 成 分 の 組 成	製 造 業 者
5078	アリゾール OA	原液	—	ホキシム, オクタクロロジプロピルエーテル, サンプラス, 香料, 石油系溶剤	大日本木材防腐(株)
5154	カレート ^R 油剤	原液	—	ペルメトリン, サンプラス, 石油系溶剤	住友化学工業(株)
5155	ケミホルツカレート ^R 油剤	原液	—	〃	ケミホルツ(株)
5158	コダマカレート ^R 油剤	原液	—	〃	児玉化学工業(株)
5159	シントーカレート油剤	原液	—	〃	シントーファイン(株)
5160	マルカカレート油剤	原液	—	〃	大阪化成(株)
5162	ケミプロカレート ^R 油剤	原液	—	〃	ケミプロ化成(株)
5163	フマキラーカレート 油剤	原液	—	〃	フマキラー(株)
5164	ユーコーカレート油剤	原液	—	〃	有恒薬品工業(株)
5190	フマキラーロング ラール油剤	原液	—	プロベタンホス, オクタクロロジプロピルエー テル, サンプラス, 石油系溶剤	フマキラー(株)

防蟻材料及び工法認定一覧

(H. 15. 4. 1 現在)

認定 No.	工 法 名	商 品 名	組 成	会 社 名
第1号	土壌表面皮膜形成工 法	クリーンバリヤ	主剤：薬剤原体としてはホキシム・ パーメスリンを含有する酢酸ビニル 樹脂 硬化剤：ポリウレタン樹脂	(株)日本衛生センター
第7号	発泡施工法	アリピレスME アリピレスME2	ビフェントリン, 界面活性剤 〃, グリコール系溶剤	日 本 農 薬 (株)
第8号	発泡施工法	ロングラール	プロベタンホス グリコール系溶剤	三共ライフテック(株)
第11号	パイプ吹付け工法	スーパーパイプシステム	土壌および木部処理用認定薬剤を用いる	近 畿 白 蟻 (株)
第12号	土壌表面シート敷設 工法	アリダンV工法Ⅱ	薬剤原体としてシラフルオフエン	フクビ化学工業(株) 更 新 手 続 中
第13号	土壌表面シート敷設 工法	アリダンSV工法Ⅱ	〃	フクビ化学工業(株) 更 新 手 続 中
第14号	土壌表面シート敷設・ コンクリート打設工法	アリダンSV-C 工法Ⅱ	〃	フクビ化学工業(株)
第15号	土壌表面シート敷設 工法	ターミダンシート	ビフェントリン 0.05% EVA樹脂 99.95%	石原バイオサイエンス(株)
第16号	土壌表面シート敷設 工法	シントー ターミダ ンシート	〃	シントーファイン(株)
第17号	土壌表面シート敷設 工法	コシイー ターミダ ンシート	〃	(株)コシイブレ ザービング
第18号	土壌表面シート敷設 工法	スーパーマットケミ ドライゴールド	ビフェントリン 0.05% EVA樹脂 99.95%	ケミプロ化成(株)
第19号	土壌表面シート敷設 工法	スーパーターミダン ドライゴールド	〃	石原バイオサイエンス(株)
第20号	土壌表面皮膜形成工 法	新クリーンバリヤ	主 剤：ハチクサン20FL, ステルスSCを含有する 酢酸ビニル樹脂 硬化剤：ポリウレタン樹脂	(株)日本衛生センター

床下調湿材料登録一覧

(H. 15. 4. 1 現在)

登録 No.	商 品 名	製 品 の 形 状	使 用 量	会 社 名
1	ヘルスグレイン	接地面に防湿シート／上面：不織布(袋型)	坪当たり20kg	ケミホルツ(株)
2	フクビ・ヘルスグレイン	〃	〃	フクビ化学工業(株)
3	エードプラスG6/30	床下調湿マット上面：不織布・下面：防湿シート	施工厚さ 30mm	水澤化学工業(株)
4	オパールライト	床下調湿材料稚内珪質頁岩(天然鉱物)	〃 50mm	ケミホルツ(株)
5	グレートバリヤ	〃 粒状天然鉱物	〃 15mm	(株)日本衛生センター
6	ニッセイドライ	〃 〃	〃 15mm	〃
7	ニットウドライ	〃 〃	〃 15mm	〃
8	ニチノーストーン	〃 白色粒	〃 15mm	日本農薬(株)
9	セピトール(マット)	Net 15kg入りマット(縦50cm×横50cm)	坪当たり 14～16枚	紅大貿易(株)
10	セピトール(バック)	Net 10kgバック入り	坪当たり 20kg～30kg	〃
11	オパールライトMT	不織布, 防湿樹脂シート袋詰	〃 23kg以上	ケミホルツ(株)

新工法登録一覧

登録 No.	商 品 名	製 品 の 形 状	使 用 量	会 社 名
1	防蟻束	金属性の束	床束として用いる	エース消毒(株)

ベイト工法登録一覧

登録 No.	商 品 名	工 法		会 社 名
1	エクステラ・ベイト工法	維持管理型シロアリ防除システム		エンシステックス・ジャパン(有)

編集後記

● 新緑のすがすがしい季節となりましたが、会員の皆さんは有翅虫の群飛も始まり、いよいよシロアリの活動期を迎え、何かとお忙しいことと思います。機関誌「しろあり」No.132をお届けしますので、お仕事の合間にぜひご覧下さい。

● 本号では、新会長の檜垣宮都先生に＜巻頭言＞をお願いし、蟻害・腐朽検査員制度をはじめ、今後の協会の活動について抱負を述べていただきました。＜報文＞として、吉川・伏木氏に大気中の揮発性有機化合物、クロルピリホス・ダイアジノン・フェノブカルブの測定結果について、また＜会員のページ＞で上妻氏にNPMA大会（2002年）の様子について報告していただくとともに、伏木前副会長に顧問就任のご挨拶をいただきました。執筆者の皆さん、お忙しいなかを誠に有難うございました。

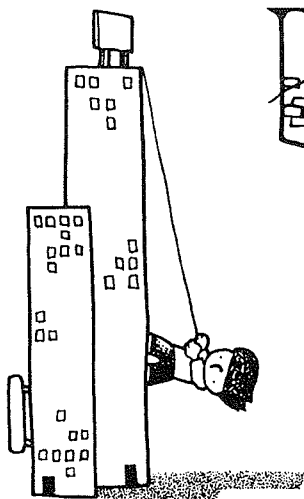
● 最近、アメリカカンザイシロアリの被害が

多くなってきましたので、当協会でも今年度、乾材シロアリ対策特別委員会が設けられましたし、石井委員より本種に関する情報提供を呼びかけていただきました。また＜講座＞でアメリカカンザイシロアリをとり上げ、その形態・生態・防除について概説させていただきました。ご参考になれば幸いです。

● 協会事務局から蟻害・腐朽特定現況検査制度に関する資料をまとめて掲載いたしましたので、ぜひご覧いただきお仕事にお役立て下さい。

● 新年度に入り、広報・編集委員のメンバーも変りましたが、本号までは前委員が担当いたし、次号から新委員に引き継がれます。ご支援・ご協力いただき有難うございました。

● 本誌に対するご意見やご投稿をお待ちいたしております。
(山野 記)



・ ・ ・ 出版のご案内 ・ ・ ・

社団法人 日本しろあり対策協会発行物一覧

図 書 名	定 価	会員価格	送 料	
シロアリと防除対策	3,500円	—	送料込み	
試験問題集 (2003年版)	3,500円	—	310円	
しろあり及び腐朽防除施工の基礎知識 (防除施工士受験用テキスト・2003年版)	2,500円	—	310円	
木造建築物の腐朽診断と補修方法	2,000円	1,500円	210円	
防虫・防腐用語事典	1,500円	1,200円	200円	
防除施工標準仕様書	300円		140円	
しろあり防除施工における安全管理基準	500円	—	160円	
しろあり防除 (予防・駆除) 薬剤の安全性	会員のみ 頒布	2,000円	210円	
パンフレット (被害・生態・探知)	会員のみ 頒布	150円	別 途	50部 以上
安全手帳	会員のみ 頒布	500円	160円	
機関誌「しろあり」	1,000円	—	240円	

※ご注文の場合は、現金書留または振込でお願いします。

銀行振込口座 りそな銀行新宿支店 普通預金 No.0111252

郵便振替口座 00190—3—34569

口 座 名 (社)日本しろあり対策協会

